JAPEX

証券コード：1662

第56回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」
(サピアタワー5階)

議　　案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役11名選任の件
第3号議案　監査役2名選任の件
第4号議案　役員賞与支給の件
第5号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2026年6月22日（月曜日）　午後5時35分まで

株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

石油資源開発株式会社

株 主 各 位

証券コード 1662
2026年6月3日
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
石油資源開発株式会社
代表取締役社長 **山下　通郎**

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.japex.co.jp/ir/library/shareholdersmtg/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「石油資源開発」または「コード」に当社証券コード「1662」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/1662/teiji/

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時35分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年6月23日（火曜日）午前10時**
2 場　　所	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 **ステーションコンファレンス東京「サピアホール」（サピアタワー5階）** （末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項** 1. 第56期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項** 第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役11名選任の件 第3号議案　監査役2名選任の件 第4号議案　役員賞与支給の件 第5号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件
4 招集にあたっての決定事項	(1) 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。 ①事業報告の「2. 会社の現況」のうち、「（5）業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「（6）株式会社の支配に関する基本方針」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」 なお、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、上記①から③までの事項が含まれます。 また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記②及び③の事項が含まれます。 (2) 議決権行使の取扱いについては、3頁から4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本総会の結果は株主総会後にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時35分到着分まで

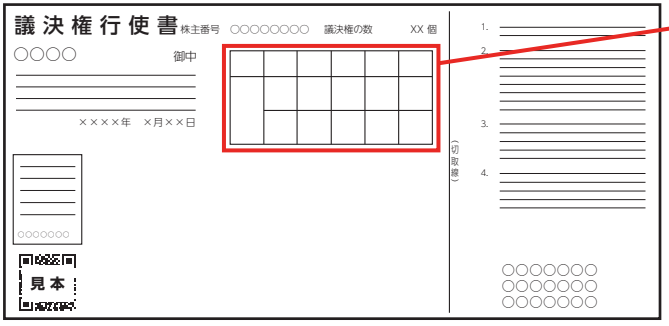
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時35分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1,4,5号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第2,3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

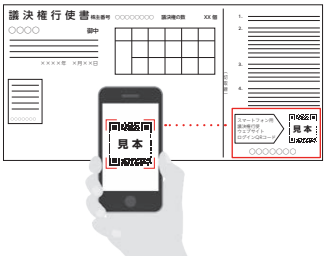
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
議決権行使書とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
インターネットにより、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマートSR」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

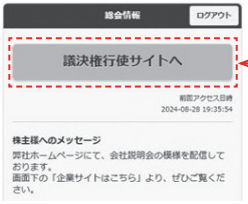
1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「議決権行使サイトへ」をタップ

「スマート行使」での議決権行使は 1 回のみ。

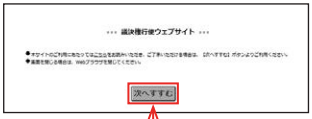
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

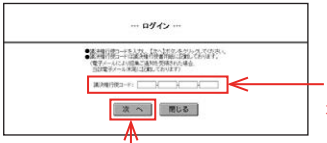
議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

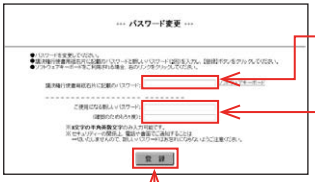
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事前質問受付についてのご案内

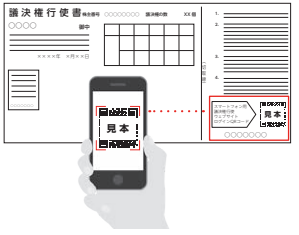
株主の皆様から、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。
株主さまのご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただく予定です。

＜受付期間＞ 2026年6月12日（金曜日）午後5時35分まで

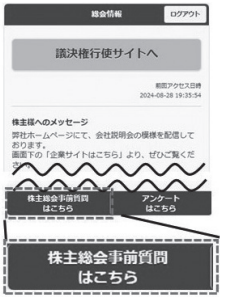
＜受付方法＞

1. スマートフォン・タブレット端末等で入力する場合

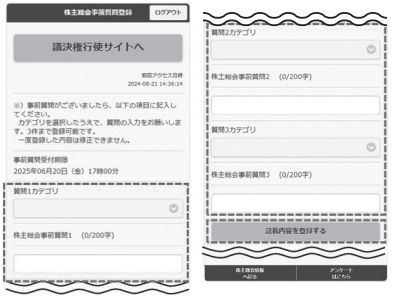
①議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。



②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンを押下ください。



③「事前質問」画面に遷移します。
以降は画面の案内に従ってご入力ください。



2. PC等で入力する場合

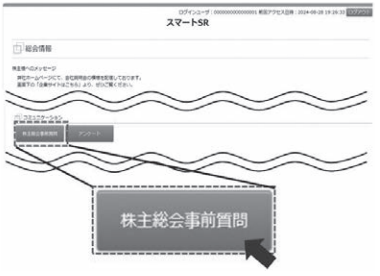
①以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」URL

https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA



②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。



③「事前質問」画面に遷移します。
以降は画面の案内に従ってご入力ください。



＜ご留意事項＞
・ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
・ご質問は株主さまお一人につき３問まで、１問あたり200字以内でお願いいたします。
・すべてのご質問に対して回答をお約束するものではございません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
・ご利用いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

第1号議案　剰余金の処分の件

第56期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき　　金45円

配当総額　　金11,554,092,090円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日　2026年6月24日

当社の配当方針
当社は、内部留保を活用した積極的な投資と事業基盤の拡充を通じて企業価値の持続的向上を図るとともに、その成果の株主への還元として、連結配当性向30％を目安に各期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としつつ、事業環境の変化等により一時的に業績が悪化した場合でも、1株当たり年間40円配当の維持に努めることとしております。（ただし、特別損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し配当額を決定します。）

第2号議案　取締役11名選任の件

取締役 藤田昌宏、山下通郎、中島俊朗、舟津二郎、山田知己、中野正則、山下ゆかり、北井久美子、杉山美邦、柿木厚司、和田雅樹の各氏（全員）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当			
1	藤田（ふじた）　昌宏（まさひろ）	代表取締役会長	再任		
2	山下（やました）　通郎（みちろう）	代表取締役社長社長執行役員	再任		
3	中島（なかじま）　俊朗（としあき）	取締役副社長執行役員経営企画本部長	再任		
4	山田（やまだ）　知己（ともみ）	取締役専務執行役員海外事業本部長	再任		
5	舟津（ふなつ）　二郎（じろう）	取締役常務執行役員	再任		
6	中野（なかの）　正則（まさのり）	取締役常務執行役員国内事業本部長	再任		
7	山下（やました）ゆかり	社外取締役	再任	社外	独立
8	杉山（すぎやま）　美邦（よしくに）	社外取締役	再任	社外	独立
9	柿木（かきぎ）　厚司（こうじ）	社外取締役	再任	社外	独立
10	和田（わだ）　雅樹（まさき）	社外取締役	再任	社外	独立
11	三村（みむら）　晶子（あきこ）	－	新任	社外	独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

藤田（ふじた） 昌宏（まさひろ）

再任

生年月日
1954年11月12日生

所有する当社の株式数
90,478 株

在任年数
7年

取締役会出席状況
13回中13回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1977年 4月 通商産業省入省
2008年 7月 経済産業省貿易経済協力局長
2010年11月 住友商事㈱執行役員
2018年 6月 同社代表取締役副社長執行役員
2019年 4月 〃 代表取締役 社長付
2019年 6月 当社代表取締役副社長執行役員
2019年10月 〃 代表取締役社長社長執行役員
2024年 4月 〃 代表取締役会長（現在に至る）

重要な兼職の状況

日本海洋石油資源開発㈱取締役

取締役候補者とした理由

藤田昌宏氏は、官庁におけるエネルギー行政をはじめとする豊富な行政経験及び他の民間企業における国際的な資源・エネルギー事業に係る経営経験を通じた高い識見を有するとともに、2019年から2024年まで当社の代表取締役社長として当社グループの事業の推進に大きく貢献しており、会長就任後も、このような経験を活かして的確に経営を監督していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2

山下（やました） 通郎（みちろう）

再任

生年月日
1959年10月27日生

所有する当社の株式数
56,593株

在任年数
8年

取締役会出席状況
13回中13回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2005年 6月 〃 企画室長
2010年 4月 〃 環境・新技術事業推進本部副本部長
2011年 6月 〃 環境・新技術事業本部副本部長
2013年 6月 〃 執行役員
2016年 6月 〃 常務執行役員
2018年 6月 〃 取締役常務執行役員
2022年 4月 〃 取締役専務執行役員
2024年 4月 〃 代表取締役社長社長執行役員（現在に至る）

重要な兼職の状況

日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長
㈱ジャペックスガラフ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

山下通郎氏は、当社経理・財務部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は代表取締役社長社長執行役員として、中心となって当社グループの事業を推進していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 3

中島（なかじま） 俊朗（としあき）

再任

生年月日
1962年5月1日生

所有する当社の株式数
33,734株

在任年数
4年

取締役会出席状況
13回中13回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1986年４月　当社入社
2010年６月　〃　企画室長
2011年６月　〃　経営企画部長
2019年６月　〃　執行役員
2021年６月　〃　常務執行役員
2022年６月　〃　取締役常務執行役員
2024年10月　〃　取締役常務執行役員経営企画本部長
2025年４月　〃　取締役専務執行役員経営企画本部長
2026年４月　〃　取締役副社長執行役員経営企画本部長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

中島俊朗氏は、当社経理、経営企画部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役副社長執行役員として、経営企画本部長、法務室担当の職務を担い、会社の適切な運営・管理に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 4

山田（やまだ） 知己（ともみ）

再任

生年月日
1962年12月4日生

所有する当社の株式数
32,600株

在任年数
1年

取締役会出席状況
10回中10回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1985年４月　当社入社
2011年６月　〃　技術本部貯留層技術部長
2013年７月　〃　中東・アフリカ・欧州事業本部イラクプロジェクト部長
2020年６月　〃　中東・アジア・欧州事業本部副本部長　兼　技術本部長補佐
2021年10月　〃　海外事業統括本部副本部長　兼　技術本部長補佐
2022年４月　〃　執行役員海外事業第二本部副本部長　兼　技術本部長補佐
2023年４月　〃　常務執行役員海外事業第二本部長
2025年６月　〃　取締役常務執行役員海外事業第二本部長
2026年４月　〃　取締役専務執行役員海外事業本部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

イーエムピー　グバン社取締役

取締役候補者とした理由

山田知己氏は、石油、天然ガスその他のエネルギー資源の開発にかかる貯留層技術を専門とするとともに、当社国内・海外事業部門及び技術部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役専務執行役員として海外事業本部長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 5

舟津（ふなつ）　二郎（じろう）

再任

生年月日
1964年8月4日生

所有する当社の株式数
20,309株

在任年数
2年

取締役会出席状況
13回中13回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1988年 4月 当社入社
2012年 6月 〃 国内事業本部北海道鉱業所総務部長
2013年 6月 〃 総務部長
2018年 6月 〃 総務法務部長
2020年 7月 〃 人事部長
2023年 4月 〃 執行役員
2024年 4月 〃 常務執行役員
2024年 6月 〃 取締役常務執行役員（現在に至る）

取締役候補者とした理由

舟津二郎氏は、当社内部統制、総務・法務、人事部門の業務における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役常務執行役員として、総務部担当、人事部担当の職務を担い、会社の適切な運営・管理に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 6

中野（なかの）　正則（まさのり）

再任

生年月日
1965年3月20日生

所有する当社の株式数
20,415株

在任年数
1年

取締役会出席状況
10回中10回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4 月 当社入社
2014年 6 月 〃 技術本部技術研究所先導技術研究室長
2016年 2 月 〃 環境・新技術事業本部新技術開発部長
2019年 6 月 〃 技術本部環境技術部長
2020年 6 月 〃 国内事業本部探鉱開発部長
2021年 6 月 〃 相馬事業所副所長
2022年 4 月 〃 執行役員相馬事業所長
2023年 4 月 〃 執行役員長岡事業所長
2025年 4 月 〃 常務執行役員長岡事業所長
2025年 6 月 〃 取締役常務執行役員長岡事業所長
2025年 7 月 〃 取締役常務執行役員国内事業本部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

㈱ジャペックスパイプライン代表取締役社長
日本海洋石油資源開発㈱取締役

取締役候補者とした理由

中野正則氏は、油・ガス田の開発、生産操業管理を専門とするとともに、当社国内事業部門及び技術部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は取締役常務執行役員として国内事業本部長の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 7

山下（やました）ゆかり

再任

生年月日
1959年10月23日生

所有する当社の株式数
－

在任年数
7年

取締役会出席状況
13回中13回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1985年10月　（財）日本エネルギー経済研究所入所
2011年 6月　同所理事　地球環境ユニット　ユニット総括
2011年 7月　（一財）日本エネルギー経済研究所理事　計量分析ユニット担任
2019年 6月　当社取締役（現在に至る）
2020年 6月　（一財）日本エネルギー経済研究所常務理事　計量分析ユニット担任（現在に至る）

重要な兼職の状況

（一財）日本エネルギー経済研究所常務理事　計量分析ユニット担任

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山下ゆかり氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、エネルギー経済及びエネルギー・環境政策等の調査・研究を行う研究所での研究活動を通じて高い識見を有しております。現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っており、引き続き、当社が長期的な発展を目指すうえで有益な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としました。

候補者番号 8

杉山（すぎやま）　美邦（よしくに）

再任

生年月日
1954年10月11日生

所有する当社の株式数
－

在任年数
4年

取締役会出席状況
13回中11回（85%）

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月　㈱読売新聞社入社
2010年 6月　㈱読売新聞東京本社取締役
2011年 6月　㈱読売新聞グループ本社取締役（現在に至る）
2011年 6月　㈱読売新聞東京本社常務取締役
2012年 6月　同社 専務取締役
2014年 6月　㈱読売新聞西部本社代表取締役社長
2015年 6月　㈱読売新聞大阪本社代表取締役社長
2019年 6月　日本テレビホールディングス㈱取締役
2020年 6月　同社 代表取締役社長
2022年 6月　当社取締役（現在に至る）
2022年 6月　日本テレビホールディングス㈱代表取締役会長執行役員（現在に至る）

重要な兼職の状況

日本テレビホールディングス㈱代表取締役会長執行役員
日本テレビ放送網㈱代表取締役会長執行役員
㈱読売新聞グループ本社取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山美邦氏は、新聞社等での経験を通じた高い識見や豊富な企業経営経験を有しております。現在は社外取締役として、客観的・中立的な立場から当社の企業価値向上のために必要な取り組みについて、国内外の情勢を踏まえて幅広い提言を行っており、引き続き、当社経営に対する監督と、当社の持続的な成長の促進及び中長期的な企業価値の向上に資する幅広い提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としました。

候補者番号 9

柿木（かきぎ）　厚司（こうじ）

再任

生年月日
1953年5月3日生
所有する当社の株式数
－
在任年数
1年
取締役会出席状況
10回中10回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1977年４月　川崎製鉄㈱（のちJFEスチール㈱）入社
2007年４月　JFEスチール㈱常務執行役員
2010年４月　同社 専務執行役員
2012年４月　〃 代表取締役副社長
2015年４月　〃 代表取締役社長
2015年６月　JFEホールディングス㈱ 代表取締役
2019年４月　同社 代表取締役社長
2025年６月　当社取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柿木厚司氏は、鉄鋼業等の分野でグローバルに展開する企業における豊富な企業経営経験を通じ、企業経営全般に関する高い識見を有しております。現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っており、引き続き、当社が直面する様々な業務課題への対応について、長年の経験に基づいた有益な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としました。

候補者番号 10

和田（わだ）　雅樹（まさき）

再任

生年月日
1961年12月21日生
所有する当社の株式数
－
在任年数
1年
取締役会出席状況
10回中10回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

1987年４月　検事任官
2014年７月　函館地方検察庁検事正
2017年１月　法務省入国管理局長
2019年１月　最高検察庁公判部長
2020年５月　公安調査庁長官
2023年１月　広島高等検察庁検事長
2025年３月　弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
2025年３月　半蔵門総合法律事務所弁護士
2025年６月　当社取締役（現在に至る）
2026年４月　和田法律事務所弁護士（現在に至る）

重要な兼職の状況

和田法律事務所弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

和田雅樹氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる法曹界での経験を通じて、法律・リスクマネジメントの専門家としての豊富な知識及び経験を有しております。現在は社外取締役として、当社経営に対する監督と幅広い提言を行っており、引き続き、当社の業務課題を的確に把握し、妥当で適正な意思決定を行うための質疑に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者としました。

候補者番号 11

三村（みむら）　晶子（あきこ）

新 任

生年月日
1957年4月16日生

所有する当社の株式数
－

在任年数
－

取締役会出席状況
－

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4 月　裁判官任官
1998年 4 月　最高裁判所調査官
2008年 4 月　東京地方裁判所部総括判事
2014年 8 月　仙台家庭裁判所所長
2015年 6 月　横浜家庭裁判所所長
2016年 2 月　公正取引委員会委員
2026年 4 月　弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
2026年 4 月　阿部・井窪・片山法律事務所オブカウンセル・顧問（現在に至る）

重要な兼職の状況

阿部・井窪・片山法律事務所オブカウンセル・顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三村晶子氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる裁判官及び公正取引委員会委員としての経験を通じて、法律・リスクマネジメントの専門家としての豊富な知識及び経験を有しております。これらより、法律・リスクマネジメントの専門家の視点から当社経営に対する監督と幅広い提言をいただくことを期待し、新たに社外取締役候補者としました。

(注)1.　各候補者の当社における担当につきましては、電子提供措置事項中「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。
(注)2.　各候補者が所有する当社の株式数には、株式報酬制度に基づき退任後に交付される予定の株式数を含めて表示しております。
(注)3.　候補者山下通郎氏は㈱ジャペックスガラフ代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間で原油の取引を行っているほか、当社は同社からキャッシュ・マネジメント・システムによる資金の寄託を受けております。また、同氏は日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長を兼務しており、当社は同社からキャッシュ・マネジメント・システムによる資金の寄託を受けております。なお、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
(注)4.　候補者山下ゆかり氏、杉山美邦氏、柿木厚司氏及び和田雅樹氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案において各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
(注)5.　候補者三村晶子氏は社外取締役候補者であります。本議案において同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
(注)6.　当社と候補者山下ゆかり氏、杉山美邦氏、柿木厚司氏及び和田雅樹氏は会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。本議案において各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
(注)7.　本議案において候補者三村晶子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
(注)8.　当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、電子提供措置事項中「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。本議案において各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(注)9.　山下ゆかり氏は、戸籍上の氏名は丹羽ゆかりでありますが、職務上使用している氏名で表記しております。
(注)10.　柿木厚司氏が2015年6月から2024年4月まで代表取締役を務めていたJFEホールディングス㈱の子会社であるJFEエンジニアリング㈱は、当社の主要株主であり、2026年3月31日時点での持株比率は1.80%であります。また、当社は同社に工事の発注等を行っており、当社の年間支払額は同社における売上高の1%未満であります。なお、同氏はJFEホールディングス㈱取締役を退任後約2年が経過しており、また、JFEエンジニアリング㈱の2026年3月31日時点の持株比率及び同社に対する取引額を考慮しても、当社の意思決定に著しい影響を及ぼすものではありません。従って、株主共同の利益を追求するための中立・公正な立場を有していると判断されるため、独立役員に指定する予定であります。

第3号議案　監査役2名選任の件

監査役 高畑伸一氏は、本総会終結の時をもって辞任し、監査役 川北　力氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者 吉田宏生氏は監査役 高畑伸一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、監査役 高畑伸一氏の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	吉田（よしだ）　宏生（こうせい）	社長命嘱託海外事業本部長付、技術本部長付	新任
2	川北（かわきた）　力（ちから）	社外監査役	再任　社外　独立

再任 再任監査役候補者　新任 新任監査役候補者　社外 社外監査役候補者　独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

吉田　宏生（よしだ　こうせい）

新任

生年月日
1963年7月30日生

所有する当社の株式数
－

在任年数
－

取締役会出席状況
－

監査役会出席状況
－

略歴、当社における地位

1988年４月　当社入社
2012年６月　〃　中東・アフリカ・欧州事業本部ロンドン事務所長
2016年６月　〃　中東・アフリカ・欧州事業本部事業開発部長
2019年６月　〃　中東・アフリカ・欧州事業本部長補佐
2020年６月　〃　海外事業統括本部長付
2021年６月　〃　海外事業統括本部副本部長
2022年４月　〃　海外事業第一本部アバディーン事務所長
2023年４月　〃　海外事業第一本部長補佐、技術本部長補佐
2025年４月　〃　社長命嘱託海外事業第二本部長付、技術本部長付
2026年４月　〃　社長命嘱託海外事業本部長付、技術本部長付（現在に至る）

監査役候補者とした理由

吉田宏生氏は、石油、天然ガスの探鉱を専門とするとともに、当社海外事業部門における豊富な経験及び知見を有しており、現在は海外事業本部長付及び技術本部長付の職務を担い、当社グループの事業の推進に大きく貢献しており、これらの知見と経験を当社における監査に活かすことを期待し、新たに監査役候補者としました。

候補者番号 2

川北　力（かわきた　ちから）

再任

生年月日
1954年10月15日生

所有する当社の株式数
－

在任年数
4年

取締役会出席状況
13回中13回（100%）

監査役会出席状況
12回中12回（100%）

略歴、当社における地位

1977年４月　大蔵省（のち財務省）入省
2010年７月　国税庁長官
2012年10月　一橋大学大学院法学研究科教授
2013年６月　伊藤忠商事㈱社外取締役
2014年10月　損害保険料率算出機構副理事長
2019年６月　コナミホールディングス㈱社外監査役
2022年６月　当社監査役（現在に至る）

重要な兼職の状況

公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団理事長

社外監査役候補者とした理由

川北　力氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、財務省での行政執行や大学院教授としての経験を通じて高い識見を有しております。また、これまで社外役員等の立場で会社を適切に導いた経験も有しており、2022年に当社監査役に就任以来、取締役の職務の執行に関する監査を適切に行い、その職務を果たしていることから、引き続き社外監査役候補者としました。

(注)1.　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
(注)2.　候補者川北　力氏は社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案において同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

(注)3.　当社と候補者川北　力氏は会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。本議案において同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

(注)4.　当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、電子提供措置事項中「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。本議案において各監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】当社の政策保有株式に関する考え方について

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、良好な取引関係の維持や事業の円滑な推進等をはかるため必要と判断した法人の株式を「純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）」として、純投資目的の投資株式と区分しております。

② 政策保有株式の保有方針等及び当年度末における保有状況

イ　保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当該株式保有の合理性の検証について、毎年、取締役会において個別銘柄について保有目的の妥当性に係る定性的評価、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の定量的評価を実施し、保有の合理性が低下したと判断した場合には縮減します。

ロ　政策保有株式の保有銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額等

	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額（百万円）	当年度末の連結純資産額（百万円）	連結純資産に占める割合
非上場株式	18	1,481	658,897	21.2%
非上場株式以外の株式	4	138,447		

(注)　当社は、みなし保有株式を保有しておりません。

（当年度において株式数が増加した銘柄）

該当する銘柄はありません。

（当年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数	株式数の減少に係る売却価額の合計額（百万円）
非上場株式	2	10
非上場株式以外の株式	－	－

【ご参考】社外役員の独立性判断基準及び資質

当社は、民間企業の経営者経験者、法律家等で、豊富な経験や高い識見に基づく当社経営に対する監督と幅広い提言を期待できる方を社外役員に指名しております。また、東京証券取引所の定める独立性判断基準のほか、以下の全てに該当しない場合、独立性を満たすと判断しております 。

1. 当社に対して製品、サービスを提供する会社であって、当社の支払額が、当該取引先の直近３事業年度のいずれかにおける連結売上高の２％を超える会社の業務執行者
2. 当社の借入額が、当社の直近３事業年度のいずれかにおける連結総資産の２％を超える会社の業務執行者
3. 当社が製品、サービスを提供する会社であって、当社への支払額が、当社の直近３事業年度のいずれかにおける連結売上高の２％を超える会社の業務執行者
4. 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として直近３事業年度のいずれかにおいて1,000万円を超える報酬を得ている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者の二親等内の親族
   (1) １．から４．までに掲げる者
   (2) 当社の子会社の業務執行者
   (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
   (4) 過去３年間において、(2)、(3)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

【ご参考】取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

- 取締役会は、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理及び業務執行の監視という観点から、多様性や妥当な規模を確保するとともに、様々な知識・経験・能力を有する取締役で構成される必要があると考えております。
- 本総会後の取締役・監査役（予定）の知識・経験・能力を一覧化したスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

(注)　下表は、各氏の有するスキルのうち主なものに印を付けており、各氏の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。
また、「企業経営」には、会社以外の組織・団体における経営経験を含みます。

	氏名	役職	企業経営	財務・会計・税務	法務・リスクマネジメント	人材戦略・ダイバーシティ	ＥＳＧ・サステナビリティ	エネルギー産業に関する知見	グローバルビジネス	技術・ＤＸ
1	藤田昌宏	代表取締役会長	○		○	○	○	○	○	
2	山下通郎	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○	○	
3	中島俊朗	取締役	○	○	○		○	○		○
4	山田知己	取締役						○	○	○
5	舟津二郎	取締役			○	○	○	○		
6	中野正則	取締役	○					○		○
7	山下ゆかり	社外取締役				○	○	○	○	○
8	杉山美邦	社外取締役	○		○	○	○	○		
9	柿木厚司	社外取締役	○		○	○	○	○	○	
10	和田雅樹	社外取締役			○		○			
11	三村晶子	社外取締役			○	○	○			
12	朝井　卓	常勤監査役		○	○			○		
13	吉田宏生	常勤監査役						○	○	○
14	川北　力	社外監査役	○	○	○					
15	加藤義孝	社外監査役	○	○	○					

〔スキル・マトリックス各項目の選定理由〕

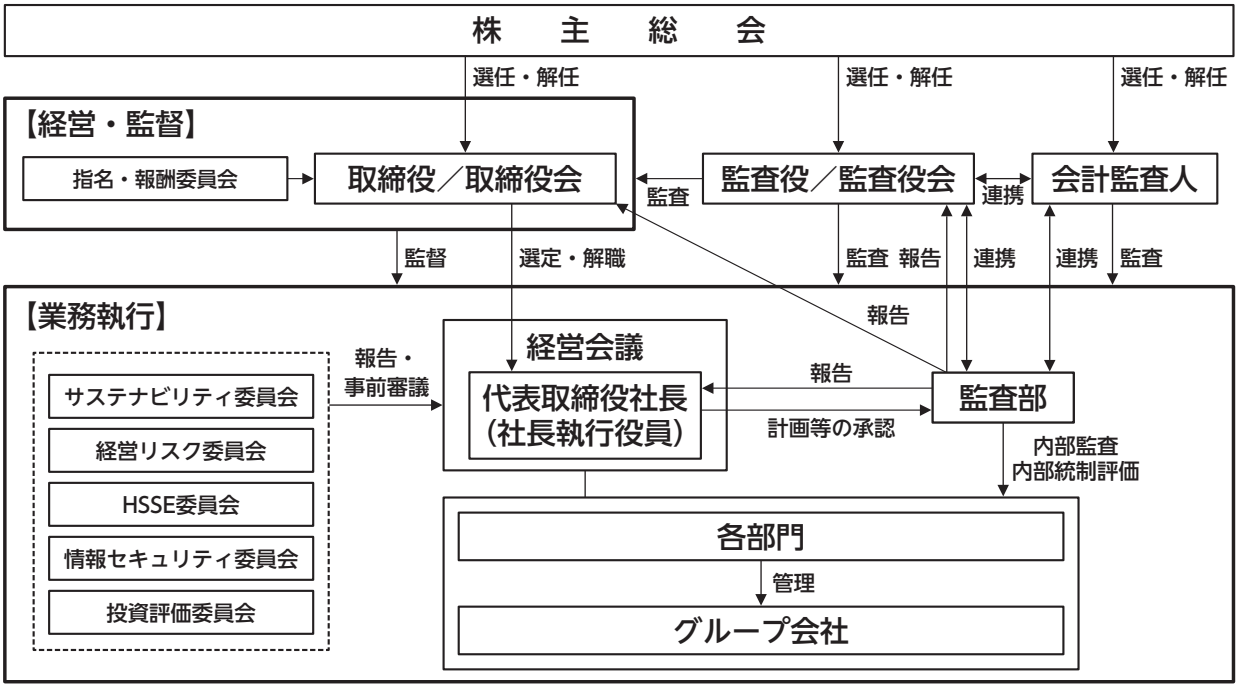
スキル項目	選定理由
企業経営	事業環境が激しく変化する中で、エネルギーの安定供給と脱炭素社会への現実的移行の両立という難しい経営課題に対処するためには、大局的な視点で経営方針を決定・実行するとともに、その監督をするための企業経営の知見、スキルが必要。
財務・会計・税務	経営計画に定める事業戦略を実現する財務・資本戦略を決定するとともに、財務・会計・税務上のガバナンスを確保するために財務・会計・税務の知見、スキルが必要。
法務・リスクマネジメント	経営の基盤となる法令遵守、コンプライアンスの徹底や、経営上のリスクを的確に認識し、適切な対応策を講じるために法務・リスクマネジメントの知見、スキルが必要。
人材戦略・ダイバーシティ	人材は経営計画実現の要であり、事業戦略上のキーポジション人材の確保や、その土台となる多様な人材の確保など、経営計画と連動した人材戦略を実現するためには、人的資本管理を含む人材戦略やダイバーシティの知見、スキルが必要。
ESG・サステナビリティ	「エネルギーの安定供給」を使命とする当社は、CCUSを重点とした化石燃料の脱炭素化によるネットゼロ社会への貢献など、事業活動そのものが社会課題解決に直結すると考えており、成長戦略における重要課題であるマテリアリティを事業方針に反映するためには、ESG・サステナビリティ経営に関する知見、スキルが必要。
エネルギー産業に関する知見	E&P事業（石油・天然ガスの探鉱、開発・生産）、インフラ・ユーティリティ事業（天然ガス・LNG供給、電力供給）、カーボンニュートラル事業（CCUS等）と多岐に亘るエネルギー事業の戦略実現のため、石油・天然ガスのほか、電力、CCUSといった幅広いエネルギー産業に関する知見、スキルが必要。
グローバルビジネス	米国、ノルウェー、東南アジアを海外の重点地域として、グローバルにE&P事業やカーボンニュートラル事業を推進するためには、各国の地政学リスクやエネルギー政策等、グローバルビジネスの知見、スキルが必要。
技術・DX	E&P事業やCCUSをはじめとしたカーボンニュートラル事業に係る技術等、様々なエネルギーに関する技術的な知見により裏付けられた事業戦略や、事業戦略と連動した価値創造を実現するDXを推進するためには、技術やDXの知見が必要。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンスの状況

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、エネルギーの安定供給を通じた社会貢献を使命とするとともに、持続可能な開発目標の実現に向けた社会的課題の解決に取り組むことを経営理念としております。この経営理念を実現し、中長期的な企業価値を向上していくためには、効率性と透明性の高い経営を行うとともに、株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たすことによる信頼関係の構築が必要であり、そのための基盤としてコーポレート・ガバナンスが重要な課題であると考えております。

② コーポレート・ガバナンス体制（2026年3月31日現在）



当社のガバナンス体制の概要
- 監査役設置会社
- 執行役員制度を導入し業務執行体制を明確化
- 社外取締役比率3分の1以上、社外監査役比率2分の1以上
- 社外役員に対する取締役会議案の事前説明、情報提供、情報交換を図る場として「社外役員連絡会」を開催
- 独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定

第4号議案　役員賞与支給の件

当期に在籍した取締役15名のうち社外取締役を除く8名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与を総額67,729,000円支給することといたしたく存じます。

本議案は、電子提供措置事項中「事業報告 2．会社の現況 (3) 会社役員の状況」に記載の取締役の報酬等の額の決定に関する方針等に則るものであり、加えて、あらかじめ指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しておりますので、相当であるものと判断しております。

第5号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件

当社は、2023年6月27日開催の当社第53回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、当該更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）が、旧プランは、本定時株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了することになります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2026年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

本更新に際しては、2023年8月に経済産業省が策定した「企業買収における行動指針」、金融商品取引法の改正を踏まえた用語の見直しを行うとともに、2026年4月に公表された「JAPEX経営計画2026-2035」、株主構成の変動など昨今の当社の状況を反映しております。

つきましては、当社定款第12条に基づき、下記2．「提案の内容」の要領により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

1．提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なく

ありません。
　当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。
　当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本更新の目的
　本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。
　当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2．提案の内容
(1) 本プランの概要
　本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。
　買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。
　買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取り得る合理的な施策を実施します。
　本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。
　本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認いたします。
　こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付その他の行為

② 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（公開買付けの開始を含みます。）その他の行為

③ 上記①もしくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者[8]もしくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主その他の保有者（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主その他の保有者が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係[9]を樹立する行為[10]であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等が付されていないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当

社は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社に追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等[11]とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、法令等の遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）[12]
② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
③ 買付等の価額及びその算定根拠
④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意その他の買付等に関する意思連絡の有無
⑤ 買付者等による当社の株券等の過去における取得又は処分に関する情報
⑥ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策及び配当政策
⑧ 買付等の後における当社の株主の皆様、当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
⑨ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
⑩ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係に関する情報
⑪ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
⑫ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、45日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから適切な期間（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、45日を上限とします。）が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします（但し、延長期間の合計は、30日間を上限とします。）。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するに際し、事前又は事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を中止・撤回し、買付等が存しなくなった場合[13]

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し原則として[14]、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます[15]。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(f)に基づき株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

他方、当社取締役会は、独立委員会により上記(e)に基づく勧告がなされた場合であって、株主意思確認総会が開催されない場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

(a) 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、エネルギーの安定供給の確保又は需要家の利便の確保に重大な支障をきたすおそれがあること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する株主総会決議又は取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f)　本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g)　本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)買付者等、(Ⅱ)買付者等の共同保有者（かかる共同保有者が特別資本関係[16]を有する者を含みます。）、(Ⅲ)買付者等の特別関係者（かかる特別関係者が特別資本関係を有する者を含みます。）、もしくは(Ⅳ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、又は、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者[17]（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり[18]、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h)　本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i)　当社による本新株予約権の取得

①　当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

②　当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合[19]には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③　当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの[20]を対価と

して交付することができます。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

④　その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(j)　合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k)　新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l)　その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細（非適格者の本新株予約権の取扱いに関する事項を含みます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2026年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

1．金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

2．金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

3．金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

4．金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

5．金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

6．金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

7．金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

8．金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

9．「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、親族関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

10．本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

11．金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

12．買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

13．例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。

14．例えば、買付者等が、本プランに定められた手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、株主総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認総会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

15．株主意思確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

16．金融商品取引法施行令第9条第1項に定義されます。本書において同じとします。

17．ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

18．但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

19．例えば、当初、買付者等の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該買付者等との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

20．但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることなどがあります。

以　上

別紙1

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）、(ii)当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項についての決定、その他本プラン所定の事項等を行う。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙2

独立委員会委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

山下　ゆかり（やました　ゆかり）
（1959年10月23日生）

職　　歴

1985年	10月	㈶日本エネルギー経済研究所入所
2011年	6月	同所理事　地球環境ユニット　ユニット総括
2011年	7月	(一財)日本エネルギー経済研究所理事　計量分析ユニット担任
2019年	6月	当社取締役（現在に至る）
2020年	6月	(一財)日本エネルギー経済研究所常務理事　計量分析ユニット担任（現在に至る）

※山下　ゆかり氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。
※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

和田　雅樹（わだ　まさき）
（1961年12月21日生）

職　　歴

1987年	4月	検事任官
2014年	7月	函館地方検察庁検事正
2017年	1月	法務省入国管理局長
2019年	1月	最高検察庁公判部長
2020年	5月	公安調査庁長官
2023年	1月	広島高等検察庁検事長
2025年	3月	弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
2025年	3月	半蔵門総合法律事務所弁護士
2025年	6月	当社取締役（現在に至る）
2026年	4月	和田法律事務所弁護士（現在に至る）

※和田　雅樹氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。
※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

川北　力（かわきた　ちから）
（1954年10月15日生）

職　　歴

1977年	4月	大蔵省（現 財務省）入省
2010年	7月	国税庁長官
2012年	10月	一橋大学大学院法学研究科教授
2013年	6月	伊藤忠商事㈱社外取締役
2014年	10月	損害保険料率算出機構副理事長
2019年	6月	コナミホールディングス㈱社外監査役
2022年	6月	当社監査役（現在に至る）

※川北　力氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。
※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

（ご参考）買収への対応のための新株予約権無償割当てに関するＱ＆Ａ

本Ｑ＆Ａは、株主総会参考書類としてではなく、本プランについてわかりやすく説明することを目的として参考として添付されるものです。正確かつ詳細な内容については、本招集ご通知20ページ以降及び当社の2026年5月13日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新について」をご参照下さい。

Q1. 買収への対応方針更新の目的は何ですか。

A. 第5号議案にてご承認をお願いしております本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の当社における手続を定め、その際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断したり、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉の機会等を確保するためのものです。当社としては、以上のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることに資するものと考えているため、既存の買収防衛策の有効期間満了を受け、更新することといたしました。

Q2. 本プランの概要を説明して下さい。

A. 本プランは、有事の際に新株予約権の無償割当てを行う事前警告型ライツプランです。具体的には、次のような内容を有しています。

① 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等（所定の共同協調行為を含みます。）を行うことを希望する買付者等は、予め本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書及び買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。

② 取締役会は、買付説明書を速やかに独立委員会に送付し、独立委員会は、取締役会に対し、上記買付内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることがあります。

③ 独立委員会は、買付者等や取締役会から情報を受領した後、専門家等の助言を独自に得つつ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉等を行います。

④ (i)買付者等が、本プランの手続を遵守しない場合や(ii)買付等が、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる等の所定の事由に該当し、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社は、必ず独立委員会の判断を経た上で、新株予約権の無償割当ての実施を決議することを予定しています。また、当社は、新株予約権の無償割当ての実施に関しては、原則として株主の意思を確認するものといたします。

⑤ 本プランを発動する場合に割当てられる新株予約権には、①買付者等などの非適格者による権利行使は原則として認められないという行使条件、並びに②当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項、及び当社が非適格者から非適格者の行使が原則として認められないとされている他の新株予約権と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります。

Q3. 当社の買収への対応方針は合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

A. 本プランの合理性を示す特徴は次のとおりです。

項　　目	当社の買収への対応方針
株　主　意　思	・本総会において承認を得ることにより株主意思を反映。 ・有効期間満了前でも、株主総会において廃止する旨の決議がなされた場合、または取締役会で廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることから、本プランの消長には株主意思が反映。 ・新株予約権の無償割当ての実施に際しては原則として株主総会決議を経ることが必要。
独　立　委　員　会	・独立性のある社外取締役等により構成される独立委員会を設置。 ・当社の独立委員会委員は、独立性のある社外取締役2名及び社外監査役1名により構成。 ・本プランの発動に際しては、必ず独立委員会が所定の具体的要件を判断した上で行う勧告を経ることが必要。 ・当社の費用で専門家の助言を受けることができる。
手続開始要件 発　動　要　件	合理的かつ客観的な要件の設定。
有　効　期　間 (サンセット条項)	3年間
取締役会の構成	取締役全11名中、5名が独立性のある社外取締役（ただし、本総会において本招集ご通知7ページから14ページに記載の取締役候補者が選任された場合）。
廃　　止	株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能。
目的・発動要件・手続等情報開示	プレスリリース、株主総会の議案・参考書類、及び株主総会等において十分な情報開示を行う。
招集通知の発送	株主総会の20日前である2026年6月3日（水曜日）に発送。

Q4. 本プランの更新によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

A. 本プランの更新時にあたっては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

次に、買付者等が出現し、本プランが発動されたときは、当社以外の株主の皆様には、新株予約権が無償で割当てられます。新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様は、行使期間開始日後、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式の交付を受けることができます。仮に株主の皆

様がこのような行使手続を行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

もっとも、当社が、新株予約権を取得するのと引換えに当社株式を交付する場合には、買付者等以外の株主の皆様は、ご自身で行使手続を行うことなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。当社がかかる取得の手続を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをしなくとも、当社株式を受領することができますので、結果的には、保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

Q5. 新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A. ① 新株予約権の行使

新株予約権無償割当てにより割当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（株主の皆様が行使条件を充足すること等の表明保証条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、原則として、行使期間内に、行使価額に相当する金銭を払い込んでいただきます。

② 当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様に交付する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付します。この場合、株主の皆様には、当社所定の書式による書面の提出をお願いする場合があります。

Q6. 新株予約権無償割当てにより割当てられる新株予約権の行使条件のなかで、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者はこの本プランにより不利益を被るのでしょうか。

A. まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を履行する等の必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。

また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合等は、当該適用除外規定の要件を充足することを条件として、原則として新株予約権を行使することができます。

さらに、当該非居住者の有する新株予約権について当社による取得条項の発動による取得の対象としても適用法令に抵触しないことが確認された場合には、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされれば、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることになります。

以　上

事　業　報　告

〔自　2025年4月1日
　至　2026年3月31日〕

1.　企業集団の現況

(1)　事業の経過及び成果

当年度における我が国経済は、物価上昇の継続や米国の通商政策による影響などが我が国の景気を下押しする懸念があった中で、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果などを背景に、緩やかな回復基調にありました。

原油CIF価格は、年度当初の1バレル70ドル台後半から、米国の関税政策を受けた世界経済減速への懸念や産油国の減産緩和を背景に、年度前半は下落基調で推移いたしました。その後、年度半ばには一時的に上昇したものの、年度後半にかけては世界石油需給緩和感の強まりから再び下落し、2月には60ドル台半ばの水準となりました。その後、中東情勢の緊迫化に伴う石油供給途絶から反転急騰し、年度末にかけて60ドル台後半となっております。

為替相場は、年度当初は1米ドル140円台後半であり、年度前半にかけて一時的に円高が進んだものの、その後は年度末にかけて円安傾向が強まり、年度末時点では150円台後半となっております。

国内天然ガス市場では、物価高騰に伴うコスト抑制意識の高まりがガス需要の減退を招きました。これに加え、従来からのエネルギー業界全体での競争も継続しており、市場環境は当社グループにとって厳しい状況となりました。また、国内電力市場では、燃料輸入価格が比較的安定して推移したことを背景に、当年度の日本卸電力取引所（JEPX）におけるスポット市場価格は前年度と同水準で推移いたしました。

このような状況のもと、当社は、脱炭素化の動きに関する当社の対応方針を示した「JAPEX2050～カーボンニュートラル社会の実現に向けて～」（「JAPEX2050」、2021年5月公表）を踏まえ、2022年3月に策定した「JAPEX経営計画2022-2030」に基づき、収益力の強化と、2030年以降を見据えた事業基盤の構築に取り組んでまいりました。

その結果、利益水準や株主還元水準等、2026年度の主要目標を前倒しで達成しておりますが、持続的な成長に資する事業資産の構築という観点では道半ばの状況にあります。

また、世界のエネルギー情勢は、脱炭素目標は維持されつつも、安定供給の重要性が再認識され、より現実的な移行が模索されており、資本市場からは「資本コストを意識した経営」がより強く求められております。

こうした当社の現状と外部環境の変化を踏まえ、強靭なポートフォリオ構築とそのための実行力の強化に向けて、新たな経営計画が不可欠であると判断し、2026年4月に「JAPEX経営計画2026-2035～Building Core Assets toward 2035」（「JAPEX経営計画2026-2035」）を公表いたしました。

当社グループは、本計画の着実な遂行により、企業価値のさらなる向上を引き続き目指してまいります。

業績の状況

当年度の業績について、E&P（Exploration & Production）事業の売上高は、原油価格が下落したことなどにより、前年度に比べ197億円減（-15.3%）の1,092億円となりました。

また、インフラ・ユーティリティ事業の売上高は、液化天然ガス（LNG）の販売量が減少したことなどにより、前年度に比べ168億円減（-8.9%）の1,723億円となりました。

これに、その他の事業の売上を加えた売上高は、前年度に比べ487億円減（-12.5%）の3,403億円となりました。

〔連結売上高〕

(百万円)

	2024年度 第55期	2025年度 第56期	増減	(%)
E&P事業	**129,012**	**109,257**	**-19,755**	**(-15.3)**
原油（国内）	19,813	17,114	-2,699	(-13.6)
原油（海外）	104,601	87,852	-16,748	(-16.0)
天然ガス（海外）	4,597	4,289	-307	(-6.7)
インフラ・ユーティリティ事業	**189,178**	**172,349**	**-16,829**	**(-8.9)**
天然ガス（国内）	77,538	73,345	-4,192	(-5.4)
液化天然ガス	43,990	23,112	-20,877	(-47.5)
電力	51,395	48,460	-2,935	(-5.7)
バイオマス燃料	10,170	21,625	+11,455	(+112.6)
その他	6,084	5,804	-279	(-4.6)
その他の事業	**70,891**	**58,730**	**-12,160**	**(-17.2)**
請負	8,572	10,807	+2,235	(+26.1)
石油製品・商品	59,598	45,441	-14,156	(-23.8)
その他	2,720	2,481	-238	(-8.8)
〔連結売上高〕	**389,082**	**340,336**	**-48,745**	**(-12.5)**

(注)1. インフラ・ユーティリティ事業の「天然ガス（国内）」は、国内において導管により供給されるガスであり、国産天然ガスとLNG気化ガスの合計であります。国産天然ガスの生産拠点と、気化ガスの製造拠点であるLNG基地とは当社パイプライン網で連結され、これらのガスは当社供給ネットワークで一体となって販売されることから、インフラ・ユーティリティ事業に区分しております。

(注)2. インフラ・ユーティリティ事業の「その他」には、天然ガスの受託輸送及び発電燃料用LNGの気化受託が含まれております。

売上総利益は、原油や天然ガスの販売価格が下落したことや、液化天然ガスの販売量が減少したことなどにより、前年度に比べ224億円減（-22.6%）の767億円となりました。

営業利益については、探鉱費が12億円減少しましたが、販売費及び一般管理費が18億円増加したことなどにより、前年度に比べ230億円減（-37.2%）の389億円となりました。

経常利益については、主に持分法による投資損失が投資利益に転じたことや為替差損が為替差益に転じたことなどにより、営業外損益が増益となったものの、営業利益の減益を相殺しきれず、前年度に比べ26億円減（-4.1%）の615億円となりました。

さらに、前年度に計上した投資有価証券売却益がなくなったことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ277億円減（-34.2%）の534億円となりました。

〔連結業績〕

(百万円)

	2024年度 第55期	2025年度 第56期	増減	(%)
売上高	389,082	340,336	-48,746	(-12.5)
売上総利益	99,157	76,741	-22,416	(-22.6)
営業利益	62,012	38,915	-23,097	(-37.2)
経常利益	64,221	61,556	-2,665	(-4.1)
親会社株主に帰属する当期純利益	81,153	53,427	-27,726	(-34.2)

(注)　当社グループの内部管理上の数値で営業利益を区分すると、主にE&P事業で340億円、インフラ・ユーティリティ事業で164億円となり、前年度からの増減は、以下のとおりであります。

①E&P事業は、海外における米国の原油販売価格の下落や英国事業の譲渡に伴う原油販売量の減少に加え、国内における原油・天然ガス販売量の減少及び販売価格の下落などにより、前年度に比べ181億円減となりました。

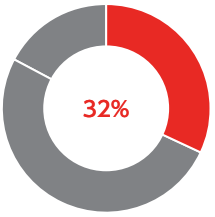
②インフラ・ユーティリティ事業は、LNG販売量の減少などにより、前年度に比べ32億円減となりました。

事業の概況

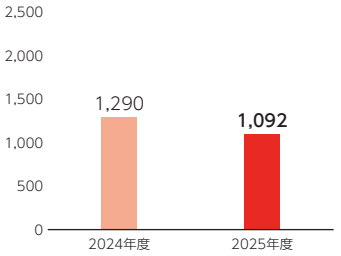
事業分野ごとの概況は以下のとおりであります。なお、事業分野におけるE&P事業とは、石油・天然ガスの探鉱、開発・生産、及び輸送・販売を行う事業のことであります。

＜E&P事業＞

売上高構成比



売上高（単位：億円）



当年度における当社グループが関与する主要な国内の掘削作業及び主要な海外のプロジェクトの状況は次のとおりであります。

【国内の掘削作業の状況】

作業地域	坑井名	坑井種別	作業期間	結果
北海道日高地域沖合	日高トラフSK-1	試掘井	2026. 3～(作業中)	

【主要な海外のプロジェクトの状況】

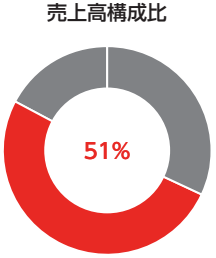
対象国（地域）	会社名	概況
インドネシア (スマトラ島北部沿岸)	EMP Gebang Ltd. (イーエムピー グバン社)	2025年11月、EMP Gebang Ltd.株式の50％をPT Tunas Harapan Perkasa（トゥナス ハラパン プルカサ社）より取得。生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。現在、開発作業を実施中。
米国 (テキサス州・オクラホマ州・ワイオミング州・コロラド州)	Japex (U.S.) Corp. (ジャペックス・ユーエス社)	米国テキサス州・オクラホマ州・ワイオミング州での鉱区リース契約及び共同開発契約に基づく共同開発事業。タイトオイルの生産及び開発作業を実施中。 米国E&P事業におけるオペレーター資産の取得・運営を目的にJapex (U.S.) Corp.を通じてPeoria Resources, LLCを設立し、オペレーター資産の取得・管理体制を構築。 2026年2月、米国コロラド州及びワイオミング州のタイトオイル・ガス資産を保有するVerdad Resources Intermediate Holdings LLCの全持分を取得。2030年前後に当社分日量5万バレルを達成すべく、追加開発作業を実施中。
ロシア (サハリン島陸棚)	サハリン石油ガス開発㈱ (SODECO)	生産物分与契約に基づく共同探鉱開発事業。
イラク (イラク南部陸上)	㈱ジャペックスガラフ	開発生産サービス契約に基づくペトロナス社他との共同開発事業。原油の生産を行うと共に日量23万バレルの達成に向けての開発作業を実施。
ノルウェー (ノルウェー領海域)	JAPEX Norge AS (ジャペックス・ノーゲ・エーエス社)	ノルウェー領海域の複数鉱区でライセンス契約に基づく探鉱開発、生産作業を実施中。

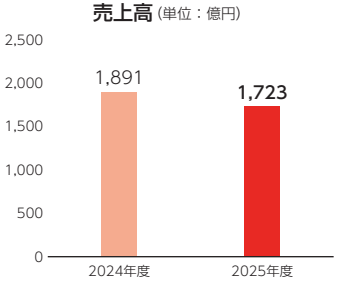
(注)1. SODECOが参加するロシア・サハリン島及びその陸棚における原油・天然ガス開発事業については、ロシア連邦政府により新会社が設立され、生産物分与契約に基づく全ての権利義務は新会社に承継されました。SODECOは、ロシア連邦政府から権益比率に応じた新会社の持分引き受けの許可を得ております。

(注)2. 当社は、インドネシア ジャワ島東部海域における共同探鉱開発事業に関し、2025年11月に、保有するEnergi Mega Pratama Inc.（EMPI）全株式を、EMPIの親会社であるEnergi Mega Persada Tbk.へ譲渡いたしました。

(注)3. 当社は、英国北海 アバディーン沖合海域における共同探鉱開発事業に関し、2025年7月に、保有するJAPEX UK E&P Ltd.全株式をIthaca Energy (UK) Ltd.へ譲渡いたしました。

<インフラ・ユーティリティ事業>





国内の天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び白石・郡山間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組んでおります。また、パイプライン沿線以外の地域における天然ガスの需要に対応するため、タンクローリーを利用したLNGサテライト供給を行っております。なお、北海道においては、勇払LNG受入基地・LNG内航船を有効に活用するなどして、道内の天然ガスの安定供給に努めてまいりましたが、事業ポートフォリオを見直した結果、2025年12月にガス製造事業、販売事業及びガス導管事業を北海道電力㈱へ譲渡することを決定いたしました。

また、東日本大震災以降、地域に根ざした安定的なエネルギー供給、効率的エネルギー利用が求められていることから、エネルギーサービス事業を通じた地産地消エネルギーシステムの構築などにも取り組んでおります。

(注) エネルギーサービス事業とは、エネルギー（熱源）周りに関するシステムの操業から運用、メンテナンスまで一貫したソリューションを提供する事業であります。

さらに、低炭素・脱炭素化に向けた取り組みとして、当社においても2021年11月よりカーボン・オフセット天然ガス及びカーボン・オフセットLNGの販売を行っております。

ガス供給に関しては、東北太平洋沿岸地域等の天然ガス需要増に積極的に対応するとともに、「天然ガスの安全・安定供給体制の堅持」と「供給・調達両面における多様化」を進めており、相馬LNG基地（福島県相馬郡新地町）で受け入れたLNGを気化し、当社パイプラインにて供給しております。加えて、LNG気化ガスを利用した天然ガス火力発電事業として、同LNG基地の隣接地において、当社が出資する福島ガス発電㈱が福島天然ガス発電所1号機及び同2号機により発電を行い、当社は当該電力を主として小売電気事業者に販売しております。また、当社は同社よりLNG気化業務を受託し、同発電所向け燃料ガスを供給しております。

電力事業に関しては、電力市場での収益獲得や時代に合わせたエネルギーの安定供給などを目指し、蓄電池事業にも取り組んでおります。当年度は、当社初となる系統用蓄電池設備「JAPEX美浜蓄電所」(約2MW)が2025年8月に営業運転を開始いたしました。また、特別高圧蓄電所「JAPEX苫小牧蓄電所」（20MW）を2025年10月に着工し、2027年秋頃の営業運転開始を目指しております。

さらに、低環境負荷エネルギーの普及拡大を目指し、各種再生可能エネルギー事業への参画を積極的に進めております。当年度においては、「北海道苫小牧太陽光発電所」（13MW）の建設を決定し、電力需要家との間でバーチャルPPAを締結いたしました。また、バイオマス燃料供給事業として、当社が出資する長府、大洲、田原バイオマス発電所向けに燃料用木質ペレットを販売しております。

(注) バーチャルPPAとは、再生可能エネルギー発電所から電力ではなく、環境価値のみを購入する電力契約であります（PPAは電力購入契約（Power Purchase Agreement）の略）。

【主要な電力関係プロジェクト】

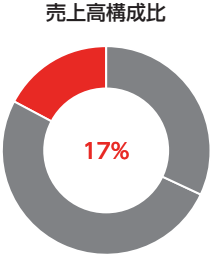
名称	所在地	種別	出力合計 (kW)	当社比率	状況
福島天然ガス発電所	福島県相馬郡 新地町	ガス (LNG)	118万	33%	稼働中
長府バイオマス発電所	山口県下関市	バイオマス (木質ペレット)	7.495万	39.9%	稼働中
網走バイオマス発電所 2号機・3号機	北海道網走市	バイオマス (木質チップ)	1.98万	33.8%	稼働中
大洲バイオマス発電所	愛媛県大洲市	バイオマス (木質ペレット)	5万	28.28%	稼働中
田原バイオマス発電所	愛知県田原市	バイオマス (木質ペレット)	5万	39.9%	稼働中
勇払太陽光発電所	北海道 苫小牧市	太陽光	1.3万	20%	稼働中
PHOTONサステナブル ソーラー投資事業有限責任組合	−	太陽光	−	50%	−
北海道苫小牧太陽光発電所	北海道 苫小牧市	太陽光	1.3万	33.3%	建設中
JAPEX美浜蓄電所	千葉県千葉市	蓄電所	0.1999万 (約6,000kWh)	100%	稼働中
JAPEX苫小牧蓄電所	北海道 苫小牧市	蓄電所	2万 (約10.6万kWh)	100%	建設中

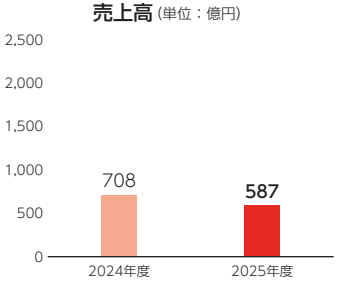
(注)　出力合計欄の（　）には蓄電所内の容量を記載しております。

加えて、インフラ・ユーティリティ事業においては、2024年度に、㈱JERAの孫会社であるGulf Coast LNG Holdings LLC持分の一部を、Japex (U.S.) Corp.を通じて取得し、米国テキサス州における「フリーポートLNGプロジェクト」へ参画いたしました。

なお、関連会社であるITECO JOINT STOCK COMPANYを通じて事業化を検討していたベトナム北部におけるLNG基地プロジェクトについては、経済性の確保が困難であるため撤退することとし、所有する同社全株式を譲渡することといたしました。

＜その他の事業＞





当社グループにおいては、坑井等の掘削、物理探鉱作業等の各種作業請負や石油製品の製造、販売等の事業を行っております。

そのほか当社は、E&P事業で培った技術と知見を活かしたカーボンニュートラル社会実現に向けた取り組みを推進するため、CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization, and Storage：二酸化炭素（CO_2）の回収・有効活用・貯留）による社会へのCO_2削減貢献量として「2035年度CO_2累計貯留量 800万t以上」とする目標をJAPEX経営計画2026-2035の中に新たに設定いたしました。

(注) CCUSはCCS（Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素（CO_2）回収・貯留）を含む表現としており、固有名詞として用いる場合やCO_2の有効利用を含まない場合などには「CCS」の表記を用いることがあります。

CCUSについては、国内では「苫小牧におけるCCUS大規模実証試験」に参画しており、同試験で得た技術的知見を活かしてCCUSの事業化検討を進めております。このほか、当社が事業化に向けて取り組んでいるCCUS事業の概要は次のとおりであります。

地域及び事業名	プロジェクトパートナー	概要
新潟県 東新潟地域CCS事業（先進的CCS事業）	東北電力㈱、三菱瓦斯化学㈱、北越コーポレーション㈱	東新潟油ガス田の近傍に位置するCO_2排出源から回収したCO_2をパイプラインで輸送し、枯渇した油・ガス層に圧入し貯留する事業。
北海道 苫小牧地域CCS事業（先進的CCS事業）	出光興産㈱、北海道電力㈱	苫小牧エリアに位置するCO_2排出源から回収したCO_2をパイプラインで輸送し、苫小牧沖深部塩水層（塩水で満たされた地下深部の砂岩層など）に圧入し貯留する事業。
インドネシア スコワティ油田におけるCCUS事業	(独)エネルギー・金属鉱物資源機構、プルタミナ社他	近隣CO_2排出源から回収したCO_2をパイプラインで輸送し、既存油層に圧入し貯留すると共に産油量の増加を目指す事業。
マレーシア サラワク沖CCS事業（先進的CCS事業）	日揮ホールディングス㈱、川崎汽船㈱、ペトロナス社、JFEスチール㈱、三菱瓦斯化学㈱、三菱ケミカル㈱、中国電力㈱、日本ガスライン㈱	瀬戸内エリア等から回収したCO_2をマレーシアへ外航輸送し、同国サラワク州内の陸上ターミナルで受け入れた後、パイプラインで海域の貯留地へ輸送し、地下圧入し貯留する事業。

(注)1. 苫小牧におけるCCUS大規模実証試験とは、当社をはじめ民間各社が出資したプロジェクト会社である日本CCS調査㈱が政府から受託した日本初の大規模なCCUS実証試験をいいます。

(注)2. 先進的CCS事業とは、政府が重点的に支援する、2030年までに事業開始を目指すCCS事業をいいます。

なお、当年度における、当社グループが関与するCCUS事業に係る国内の掘削作業の状況は次のとおりであります。

【国内の掘削作業の状況】

作業地域	坑井名	坑井種別	作業期間	結果
北海道苫小牧市	苫小牧J-1	試掘井	2026. 1～(作業中)	

また、米国では、生産するガスから天然ガス、ヘリウム及びCO_2を分離回収し、天然ガス及びヘリウムを販売する一方、CO_2については地下へ圧入することを想定した事業の検討に取り組んでおります。

メタンハイドレートについては、当社が出資する日本メタンハイドレート調査㈱が、国が推進するメタンハイドレート研究開発事業に参画しております。当社は同社への人的支援を行い、同社を通じて日本周辺での砂層型メタンハイドレート開発の技術検討を進めております。2026年4月からは新しいフェーズが始まり、2028年実施予定の海洋産出試験に向けた準備が本格化いたします。

当社製品の生産・販売の状況

当年度の原油、天然ガス等の生産・販売の状況（数量）は次のとおりであります。

〔当社グループの生産量〕

製品名		2024年度 第55期	2025年度 第56期	増減	(%)
国内原油	[千bbl]	1,476	1,428	-47	(-3.3)
海外原油	[千bbl]	8,872	9,313	+441	(+5.0)
国内天然ガス	[百万cf]	16,886	14,969	-1,916	(-11.4)
海外天然ガス	[百万cf]	5,349	5,195	-153	(-2.9)
電力	[百万kWh]	3,076	2,852	-223	(-7.3)

(注)　当年度より、原油の表示単位をkLから千bblへ、天然ガスの表示単位を千㎥から百万cfへ、電力の表示単位を千kWhから百万kWhへ変更しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船沖油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）、ガラフ油田（イラク）等であります。このほか、米国テキサス州・オクラホマ州・ワイオミング州におけるタイトオイル共同開発事業、英国北海アバディーン沖合海域及びノルウェー領海域における共同開発事業により生産された原油及び天然ガスの数量を含んでおります。また、電力は、主に福島天然ガス発電所（福島県）にて発電されております。

〔当社グループの販売量〕

製品名		2024年度 第55期	2025年度 第56期	増減	(%)
原油(国内)	[千bbl]	1,573	1,542	-31	(-2.0)
原油(海外)	[千bbl]	9,414	9,109	-304	(-3.2)
天然ガス(国内)	[百万cf]	33,064	32,770	-294	(-0.9)
天然ガス(海外)	[百万cf]	5,385	5,233	-151	(-2.8)
液化天然ガス	[t]	422,278	231,386	-190,892	(-45.2)
電力	[百万kWh]	3,313	3,361	+48	(+1.5)
バイオマス燃料	[t]	342,104	732,870	+390,765	(+114.2)

(注)　上記の販売量には商品売上の数量が含まれております。

(2) 対処すべき課題

当社は、2026年4月に、2035年までを見据えた当社の中長期の成長戦略となる「JAPEX経営計画2026-2035～Building Core Assets toward 2035」（「本計画」）を策定・公表いたしました。

本計画の要旨は以下のとおりであります。

【JAPEX経営計画2026-2035】

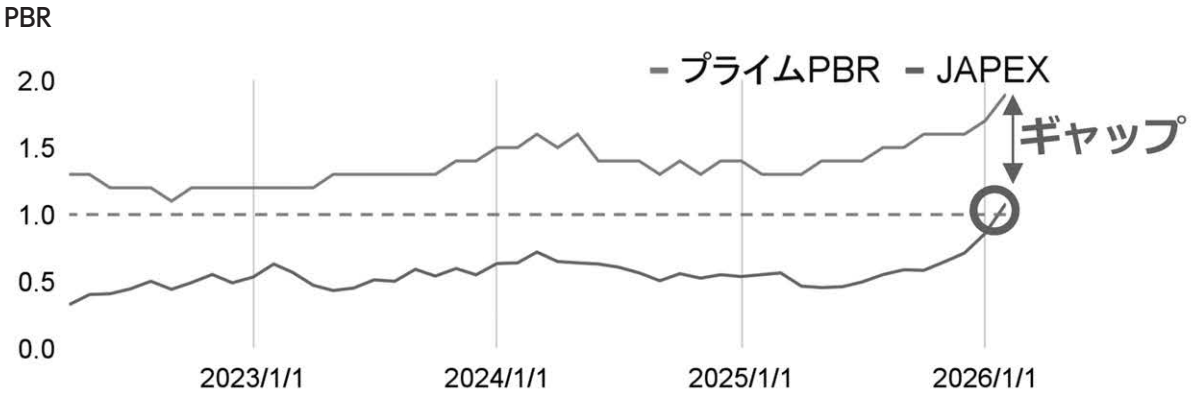
1）外部環境および当社の状況認識

（外部環境）

- 地政学的リスクの高まりにより、エネルギー安定供給や石油・天然ガスの重要性が再認識されています。
- ネットゼロ目標は維持されているものの、到達時期や移行過程は、現実路線へ軌道修正されつつあります。
- 新興国や途上国の経済成長、AI普及に伴う電力需要の増加予想を背景に、石油・天然ガスの需要見通しは拡大基調にあります。
- CCUSは脱炭素化に不可欠な要素技術として一定の普及が想定されます。

（当社の状況）

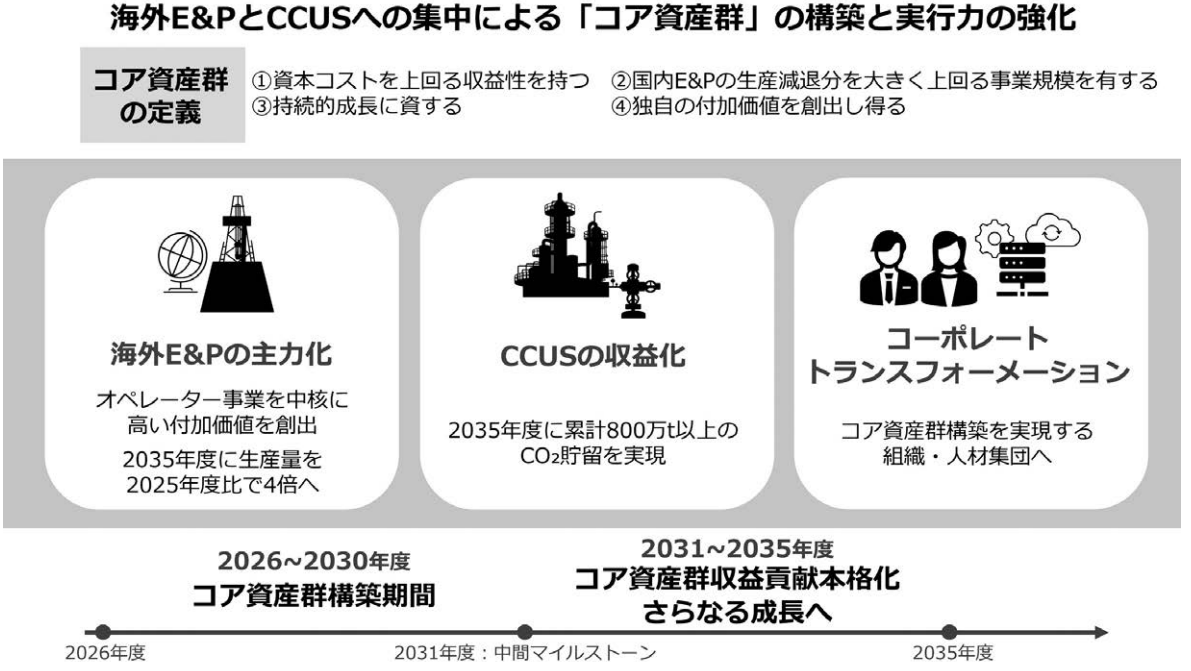
- 足元（2026年3月時点）でのPBRは1倍を超えていますが、東証プライム市場平均とのギャップは解消していません。
- この点は、当社の持続的成長力に対する株式市場の疑念が要因と分析しています。



2）基本方針

・ 2026年度から2030年度を海外E&PとCCUSへの集中による「コア資産群」の構築期間、2031年度から2035年度は「コア資産群」による収益貢献が本格化する期間と位置づけます。

・ 基本方針を着実に実行するために、コーポレートトランスフォーメーションとして人的資本強化、組織カルチャー変革、DXにも取り組み、実行力を強化します。



3）事業戦略

・ JAPEXの強みを活かせる4つのエリアに経営資源を集中投下し、開発時期やリスクを分散しながら、コア資産群を形成し、収益拡大を目指します。

（JAPEXの強み）

・ E&Pの総合技術力

　○地質的難度の高い国内で鍛えた探鉱・物理探査・貯留層技術を中心としたE&Pの技術力

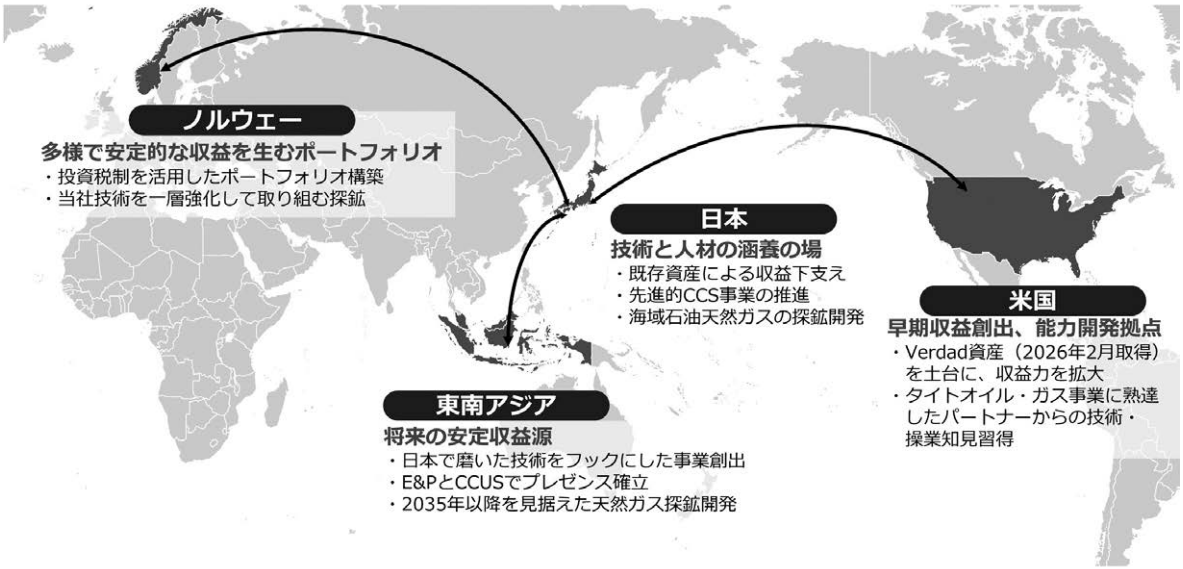
・ CCUSの国内トップランナー

　○国内トップのCCUSの実績・知見とステークホルダーとの信頼関係

・　ポートフォリオ管理

○厳格なポートフォリオ管理

○ポートフォリオ入れ替えの断行



4）経営目標

・　事業戦略の確実な遂行を通じて、1.5兆円の成長投資によりコア資産群を構築し、2035年度に当期純利益1,000億円への利益成長を目指します。

・　気候変動対応において、2021年5月に策定したJAPEX2050の基本コンセプト（「石油・天然ガスの安定供給」を前提にネットゼロ社会実現に貢献）を継承しつつ、CCUSによる「社会へのCO_2削減貢献」目標として「2035年度 CO_2累計貯留量 800万t以上」を本計画で新たに設定します。

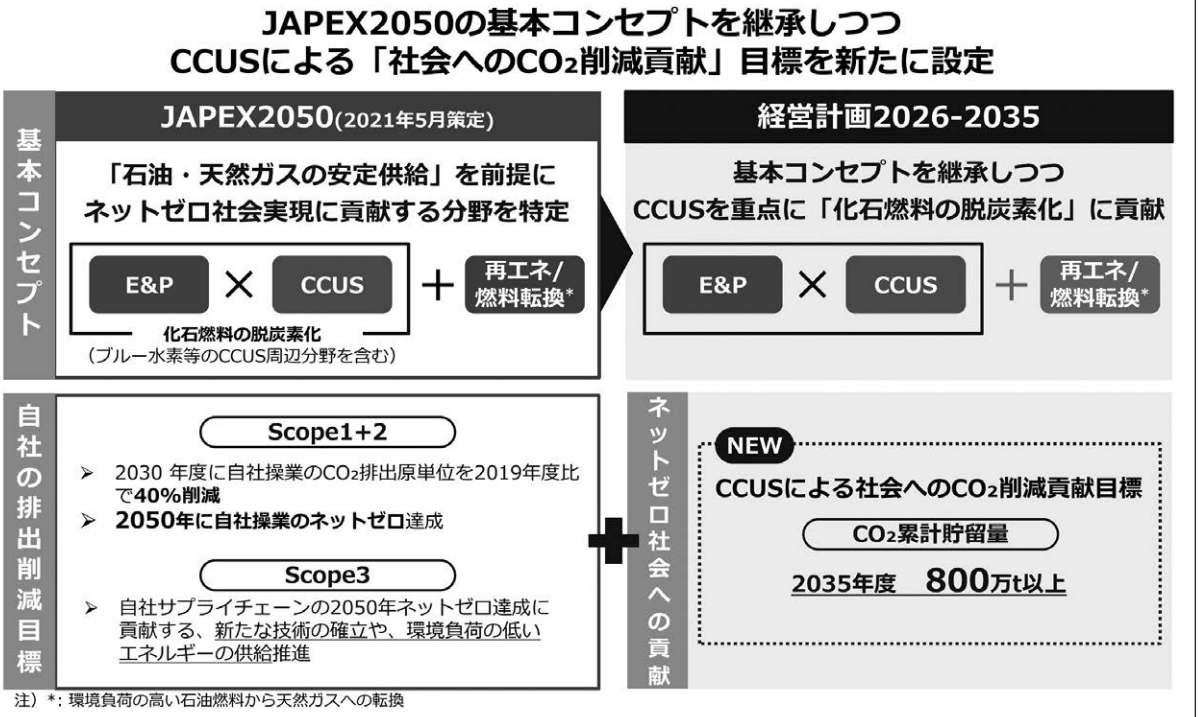
	2031年度	2035年度
前提	原油価格: USD70.00/bbl* 為替:140.00円/USD	
ROE	10%以上	12%以上
ROIC	8%以上	10%以上
当期純利益	750億円	1,000億円
税引後事業利益	800億円	1,200億円
分野別事業利益（税引後）	国内E&P：100億円 海外E&P：400億円 CN：200億円 I/U：200億円 その他：△100億円	国内E&P：50億円 海外E&P：750億円 CN：250億円 I/U：250億円 その他：△100億円
成長投資額（2026年度からの累計）	9,000億円	1兆5,000億円
有利子負債/EBITDA倍率	（原油価格: USD50.00/bbl 為替:110.00円/USD環境下でも）3倍未満	

注）*: IEA「World Energy Outlook 2025」STEPSシナリオ（USD75~80/bbl）を参考に設定

（生産量・貯留量目標）

	2031年度	2035年度
生産量*	10万boe/d	18万boe/d
CO_2貯留量	150～200万t/年の貯留開始	累計800万t以上

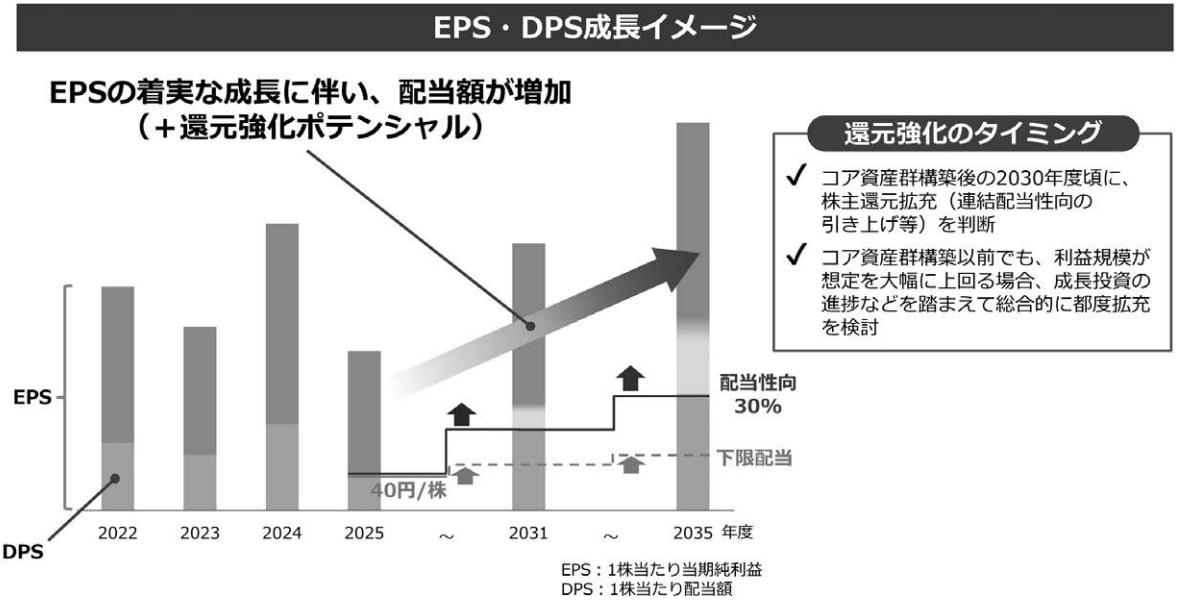
注）*：連結子会社は非支配株主持分含む、持分法適用関連会社はグロスベース



注）*：環境負荷の高い石油燃料から天然ガスへの転換

5）株主還元

- 当面は現在の配当方針である、連結配当性向30％及び下限配当1株当たり40円を維持しつつ、経営目標の達成を通じて利益成長による着実な配当額の増加を目指します。
- 還元強化のタイミングとして、コア資産群構築後の2030年度頃に株主還元拡充（連結配当性向の引き上げ等）を判断するとともに、コア資産群構築以前でも、利益規模が想定を大幅に上回る場合には成長投資の進捗などを踏まえて総合的に都度拡充を検討します。



「JAPEX経営計画2026-2035～Building Core Assets toward 2035」：
https://www.japex.co.jp/ir/uploads/pdf/JAPEX20260422_ManagementPlan2026-2035_presentation_j.pdf
「JAPEX2050～カーボンニュートラル社会の実現に向けて～」：
https://www.japex.co.jp/ir/uploads/pdf/JAPEX20210513_JAPEX2050_Presentation_j.pdf

当社は、「JAPEX経営計画2026-2035～Building Core Assets toward 2035」の着実な遂行により、海外E&Pを主力とする「石油・天然ガスの安定供給」と、2050年カーボンニュートラル社会実現への貢献とを両立し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】当社のサステナビリティへの取り組み

基本的な考え方

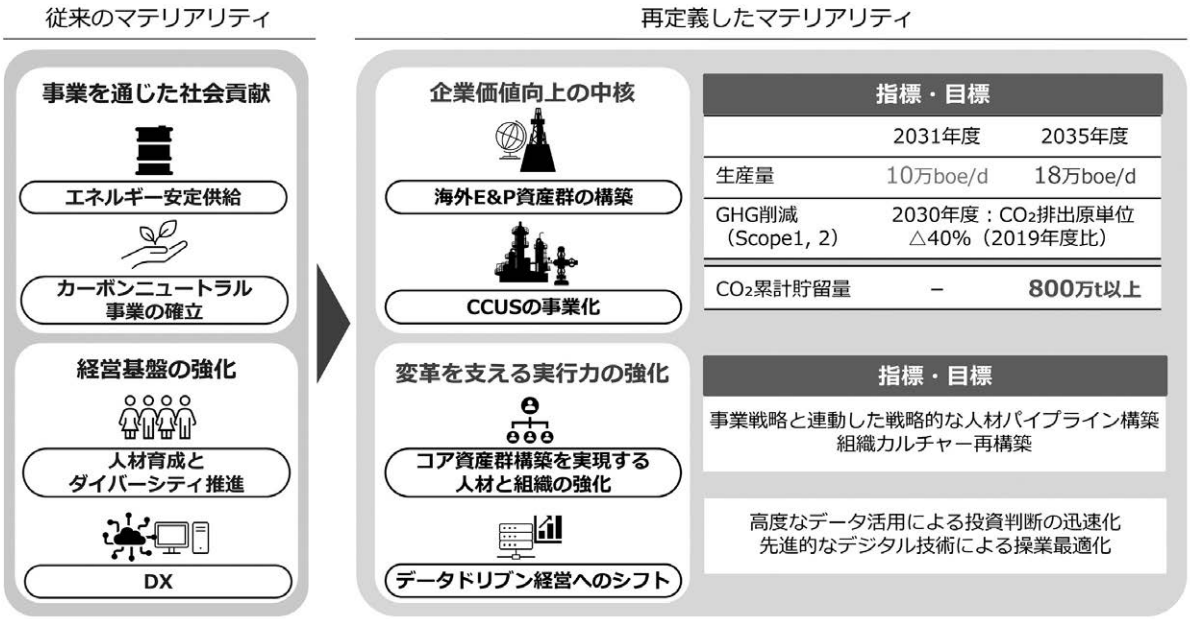
当社は、エネルギーの安定供給を使命とし、事業活動そのものがCSRであると考えております。この考えに基づき、CSRやサステナビリティに関する方針、重点課題及び行動計画については、サステナビリティ委員会にて、達成状況のレビューや目標設定を行っております。

「JAPEX経営計画2026-2035」の策定にあたり、マテリアリティを従来の「CSR重点課題と経営計画をつなぐ、今取り組むべき課題」から「成長戦略における重要課題」へと再定義いたしました。

経営計画における財務的影響度の高い課題の中から、企業価値向上の中核領域を軸に、より具体的な課題を抽出しております。

【マテリアリティ】

- **海外E&P資産群の構築**
- **CCUSの事業化**
- **コア資産群構築を実現する人材と組織の強化**
- **データドリブン経営へのシフト**



気候変動対応

カーボンニュートラル対応方針である「JAPEX2050」において、自社操業拠点からのGHG排出量（Scope1+2）の2050年ネットゼロ、2030年にGHG排出原単位▲40%（2019年度比）の目標を掲げております。毎年の削減目標もCSR実行計画で設定し、GHG排出削減に取り組んでおります。

また、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」に基づいた社内プロセス強化に取り組んでおり、取締役会、経営会議、社内各種委員会（サステナビリティ委員会、経営リスク委員会など）で気候変動のリスクや機会を審議、報告する体制を構築しております。加えて、部門横断的な情報共有と課題解決を目的にカーボンニュートラル事業推進委員会を設置し、CCSに関する法令整備の動向を踏まえて、各事業部門におけるカーボンニュートラルに関する重要事項や、カーボンニュートラル案件の組成について審議し、事業の円滑な推進を目指しております。また、気候変動に関するガバナンス強化のため、役員報酬を全社気候変動対応目標の達成度の結果に連動させております。

今後も取り組みの強化及び開示情報の充実に努めてまいります。

生物多様性・生態系保全

当社は「JAPEX HSEポリシー」において生物多様性・生態系保全の方針を掲げ、国内外の事業活動において、生物多様性への配慮とその保全に取り組んでおります。これまで、「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」のフレームワークを参考に、E&P分野を優先対象としてLEAP分析を実施し、短期的な自然関連リスク及び機会の特定を進めてまいりました。当年度は、これに加えて、シナリオ分析を通じて事業活動に伴う中長期的な自然関連リスク及び機会の特定・評価を行いました。

(注)　LEAP分析とは、事業が行われる地域やバイオーム（生物群系）の自然環境や生態系の状況に着目しながら、自然関連のリスクと機会を管理するための統合的な評価プロセスのことをいいます。LEAPは、Locate（発見）、Evaluate（診断）、Assess（評価）、Prepare（準備）の4つのフェーズを指します。

人的資本経営の推進

当社は、経営計画と連動した人的資本戦略の中で、いくつかの基本的な考え方を定めております。会社及び従業員の行動や人材育成に向けた環境整備については、「人材育成基本方針」及び「社内環境整備方針」を、人材の多様性確保に向けては「JAPEXダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）方針」を制定しております。

「人材育成基本方針」のもと、年功に偏りがちな職能に基づく人事制度から改定した役割を基軸とした人事制度（役割等級制度）に合わせ、各等級に期待される役割と行動に必要なマインドやスキルを習得できる教育研修を整備し、経営計画と連動して事業領域の拡大を推進する人材の育成に取り組んでおります。

DE&Iに関する取り組みでは、女性活躍推進法に基づく行動計画を2026年度に更新するとともに、その達成に向けて、全従業員を対象とした研修等を通じ、多様性への理解促進に努めております。これまでの取り組みが評価され、当年度は、次世代育成支援対策推進法にかかる仕事と子育ての両立を支援する「子育て

サポート企業」として、プラチナくるみん認定を受けました。さらに、職場における性的マイノリティへの対応に関する評価指標である「PRIDE指標2025」では、「シルバー」を受賞いたしました。

また、経営課題の一つとして健康経営を推進するため、「JAPEX健康経営宣言」を制定し、社長を責任者とする推進体制を整えております。重点課題として生活習慣病、メンタルヘルス、女性の健康の3点を掲げ、従業員の健康維持・増進に向けた各種施策に取り組んでおります。当年度は、優れた健康経営を実践する企業として、前年度に続き「健康経営銘柄」に選定されるとともに「健康経営優良法人～ホワイト500～」の認定も受けました。

今後も取り組みの強化及び開示情報の充実に努めてまいります。

人権の尊重

当社は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、「JAPEXグループにおける人権方針」を定めております。同方針に基づき、人権デュー・デリジェンスの一環として、前年度に引き続き当年度も取引先の皆様を対象に、人権尊重に関するアンケートを実施いたしました。

また、人権に関する懸念に適切に対応するため、事業活動に関わる全てのステークホルダー（社内外）が利用できる通報・相談窓口を設置しております。社内向けには、コンプライアンスに関する報告・相談窓口及びハラスメント相談窓口を設置しております。

さらに、外部ステークホルダー向けには、一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）の「対話救済プラットフォーム」を通じて、通報を受け付けております。第三者機関を通じた通報受付により、公平かつ透明性のある対応を実現し、人権課題の解決に向けて取り組んでおります。なお、通報者の匿名性及び通報内容の秘匿性は厳守されます。

引き続き、当社のバリューチェーン全体における人権尊重の取り組みを一層強化してまいります。

(3) 設備投資の状況

当年度における設備投資額は306億円であり、有形固定資産及び無形固定資産の受入額であります。主なものとしては、JAPEX苫小牧蓄電所建設工事のほか、ノルウェー領海上鉱区における開発費等に加え米国テキサス州、オクラホマ州及びワイオミング州におけるタイトオイル共同開発事業に係る開発費等が含まれております。また、当年度におけるイラク ガラフ油田の開発に係る生産物回収勘定への支出額は284億円であります。

(4) 資金調達の状況

当年度においては、コマーシャル・ペーパーの発行を行っており、当年度末現在の残高は199億円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況、他の会社の事業の譲受けの状況、他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社が当年度中に行った重要な組織再編等は次のとおりであります。

①当社は、子会社であるJAPEX UK E&P LIMITED（JUK）を通じて英国北海における共同探鉱開発事業に参画しておりましたが、事業ポートフォリオ見直しの一環として、保有するJUK全株式をIthaca Energy (UK) Limitedへ譲渡いたしました。

②当社は、子会社である㈱ジャペックスエネルギーを通じてLPGや重油等の石油製品販売事業などの取り組みを進めてまいりましたが、事業ポートフォリオ見直しの一環として、同社全株式をアストモスエネルギー㈱に譲渡いたしました。

③当社は、事業ポートフォリオ見直しの一環として、北海道におけるガス製造事業、販売事業及びガス導管事業を北海道電力㈱へ譲渡することを決定いたしました。

④当社は、在外孫会社であるPeoria Resources, LLCが管理する Peoria Resources Acquisition Company, LLCを通じて、米国コロラド州及びワイオミング州でタイトオイル・ガス資産を保有するVerdad Resources Intermediate Holdings LLC全持分を取得いたしました。

(6) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

[単位：百万円](※を除く)

区分	2022年度 第53期	2023年度 第54期	2024年度 第55期	2025年度 第56期
売上高	336,492	325,863	389,082	**340,336**
経常利益	83,130	68,808	64,221	**61,556**
親会社株主に帰属する当期純利益	67,394	53,661	81,153	**53,427**
1株当たり当期純利益(※)	247円33銭	198円89銭	314円91銭	**208円74銭**
総資産	568,180	660,928	681,598	**862,470**
純資産	457,169	537,574	557,257	**658,897**
1株当たり純資産額(※)	1,569円84銭	1,906円49銭	2,062円21銭	**2,451円33銭**

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の数値については、第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金(百万円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容(対象地域)
白根瓦斯㈱	3,000	100.0	新潟県燕市、新潟市におけるガスの製造、供給及び販売
㈱地球科学総合研究所	2,100	100.0	物理探鉱作業請負、物理探鉱技術開発
㈱物理計測コンサルタント	446	100.0	物理検層、マッドロギング作業請負
エスケイエンジニアリング㈱	300	100.0	坑井掘削、エンジニアリング業務請負
秋田県天然瓦斯輸送㈱	250	100.0	秋田県におけるパイプラインによる天然ガス輸送
エスケイ産業㈱	90	100.0	石油製品の製造及び販売、不動産管理及び保険代理店
㈱ジャペックスパイプライン	80	100.0	パイプライン及び関連施設の保守、管理
北日本オイル㈱	80	100.0	原油及び石油製品の仕入販売、廃油の再生処理
Japex (U.S.) Corp. (ジャペックス・ユーエス社)	(千米ドル) 246,413	100.0	石油資源(タイトオイルを含む)の開発、生産 (米国テキサス州、オクラホマ州、ワイオミング州、コロラド州)
JAPEX Norge AS (ジャペックス・ノーゲ・エーエス社)	(千ノルウェークローネ) 6,786	100.0	石油資源の探鉱開発、生産 (ノルウェー領海域)
Peoria Resources, LLC (ペオリア・リソーシズ社)	(千米ドル) 800,000	99.9 (99.9)	タイトオイル・ガスの開発、生産 (米国コロラド州、ワイオミング州)
北日本防災警備㈱	30	87.3	産業防災業務、警備保障業務
日本海洋石油資源開発㈱	5,963	70.6	日本海大陸棚の石油資源の探鉱開発、生産
㈱ジャペックスガラフ	20,930	55.0	石油資源の探鉱開発、生産 (イラク南部陸上)

(注)1. Japex (U.S.) Corp.は、2025年4月2日から2026年3月17日までに521,130千米ドルの増資を行いました。また、当年度末後は、2026年4月16日付にて1,220千米ドルの増資を行いました。なお、これらの増資の一部は資本剰余金として計上しております。

(注)2. 当社の出資比率欄の（ ）は、間接出資比率で内数となっております。

(注)3. 当社は、2025年7月7日に保有するJAPEX UK E&P Ltd.全株式を譲渡いたしました。

(注)4. 当社は、2025年12月25日に保有する㈱ジャペックスエネルギー全株式を譲渡いたしました。

③　重要な関連会社の状況

会社名	資本金 又は出資金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容 (対象地域)
EMP Gebang Ltd. (イーエムピー グバン社)	(米ドル) 16	50.0	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア スマトラ島北部沿岸)
㈱テルナイト	98	47.0	掘削用泥水調整剤の製造販売、泥水技術サービス
東北天然ガス㈱	300	45.0	東北地方における天然ガス、石油系燃料の購入、販売
(同)網走バイオマス第2発電所	1,297	33.8	北海道網走市における国内材木質チップを用いたバイオマス発電事業
(同)網走バイオマス第3発電所	1,238	33.8	北海道網走市における国内材木質チップを用いたバイオマス発電事業
福島ガス発電㈱	537	33.3	福島県相馬港における天然ガス火力発電事業
大洲バイオマス発電㈱	21,349	28.3	愛媛県大洲市における木質ペレットを用いたバイオマス発電事業
サハリン石油ガス開発㈱ (SODECO)	22,592	15.3 (30.6)	石油資源の探鉱開発、生産 (ロシア サハリン島陸棚)

(注)1.　当社の出資比率欄の（　）は、国（経済産業大臣）を除く民間株主出資分中の当社の出資比率であります。
(注)2.　当社は、2025年11月25日にインドネシア・グバン鉱区の権益を100%保有するEnergi Mega Persada Tbk.（EMP）の子会社EMP Gebang Ltd.株式の50%を取得すると同時に、Energi Mega Pratama Inc.（EMPI）への出資を通じて当社が参画するインドネシア・カンゲアンプロジェクトについて、当社が保有するEMPI全株式を、EMPIの親会社であるEMPへ譲渡いたしました。
(注)3.　当社の大洲バイオマス発電㈱への出資金は匿名組合出資によるものであります。
(注)4.　SODECOが参加するロシア・サハリン島及びその陸棚における原油・天然ガス開発事業については、ロシア連邦政府により新会社が設立され、生産物分与契約に基づく全ての権利義務は新会社に承継されました。SODECOは、ロシア連邦政府から権益比率に応じた新会社の持分引き受けの許可を得ております。

④　その他重要な出資会社の状況

会社名	資本金 又は出資金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
㈱INPEX	290,809	2.3 (3.0)	石油資源の探鉱開発、生産

(注)　当社の出資比率欄の（　）は、国（経済産業大臣）を除く民間株主出資分中の当社の出資比率であります。

(8) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループでは、次のとおり原油・天然ガスの探鉱開発や、国内におけるインフラ基盤を活用した天然ガスの供給や電力事業等を行っております。

種別	事業内容
E&P事業	・ 国内における原油の探鉱開発、生産、仕入及び販売、並びに天然ガスの探鉱開発、生産 ・ 海外における原油・天然ガスの探鉱開発、生産及び販売
インフラ・ユーティリティ事業	・ 国内における天然ガス（LNGを含む）の販売、輸送 ・ 発電、電力の販売 ・ 天然ガスの受託輸送、発電燃料用LNGの気化受託
その他の事業	・ 石油製品の製造、販売等 ・ 坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負 ・ CCS/CCUSに関する業務受託

(9) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

当社本社		東京都千代田区
国内事業拠点	当社　北海道事業所	北海道苫小牧市
	秋田事業所	秋田県秋田市
	国内事業本部	新潟県長岡市ほか
	国内事業本部　相馬LNG基地	福島県相馬郡新地町
	仙台事務所	宮城県仙台市
	技術研究所	千葉県千葉市
	日本海洋石油資源開発㈱　本社	東京都千代田区
	新潟鉱業所	新潟県新潟市
	白根瓦斯㈱	新潟県燕市
	㈱地球科学総合研究所	東京都文京区
	㈱物理計測コンサルタント	東京都千代田区
	エスケイエンジニアリング㈱	東京都千代田区
	㈱ジャペックスパイプライン	新潟県長岡市
	北日本防災警備㈱	新潟県新潟市
	エスケイ産業㈱	東京都港区
	北日本オイル㈱	山形県酒田市
	秋田県天然瓦斯輸送㈱	秋田県秋田市

海外事業拠点	当社　ヒューストン事務所	米国テキサス州ヒューストン市
	ジャカルタ事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市
	シンガポール事務所	シンガポール共和国
	Peoria Resources, LLC	米国テキサス州ヒューストン市

(注)1.　国内E&P事業及び天然ガス・LNG供給事業の業務遂行体制の強化を図るため、2025年7月1日付の当社組織改編により、両事業に関する機能と人員を集約のうえ、新潟県長岡市を拠点とする新たな「国内事業本部」を設置いたしました。これに伴い、従来の長岡事業所及び相馬事業所は同本部に編入するとともに（相馬事業所は相馬LNG基地に改称）、従来の北海道事業所及び秋田事業所は、2026年4月1日付で同本部の地域事務所として、それぞれ北海道オフィス及び秋田オフィスに改組・改称いたしました。
(注)2.　2026年4月1日付で、従来の仙台事務所を廃止のうえ、仙台広域圏室（宮城県仙台市）を新設いたしました。
(注)3.　当社は、2025年12月25日に保有する㈱ジャペックスエネルギー（東京都台東区）全株式を譲渡いたしました。
(注)4.　2026年2月1日をもって、アバディーン事務所（英国アバディーン市）を廃止いたしました。
(注)5.　当社は、2025年3月に設立した在外孫会社であるPeoria Resources, LLCを通じて、2026年2月に米国コロラド州及びワイオミング州でタイトオイル・ガス資産を取得いたしました。

(10) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
1,670名 (497)	+17名 (-19)

(注)　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
993名 (226)	+21名 (-5)	39.8歳	14.1年

(注)1.　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。
(注)2.　平均年齢、平均勤続年数の算出にあたっては、使用人のうち他社からの出向者等（145名）を除外しております。

(11) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

記載すべき事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当年度中、記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　600,000,000株
② 発行済株式の総数　257,000,380株
③ 株主数　116,942名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
経済産業大臣	97,163,620 株	37.84 %
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	21,703,900	8.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	6,763,476	2.63
㈱日本カストディ銀行（信託口）	6,213,600	2.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,881,223	2.29
ＪＦＥエンジニアリング㈱	4,620,060	1.80
㈱ＩＮＰＥＸ	3,565,265	1.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,111,987	1.21
伊藤忠丸紅鉄鋼㈱	2,367,220	0.92
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	2,271,900	0.88

(注)　持株比率は、自己株式（242,778株）を控除して算出しております。

⑤ 当年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	87,494株	6名

(注)　当社の株式報酬の内容は、下記「(３)会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針等」及び「(３)会社役員の状況 ⑤取締役及び監査役の報酬等の総額 (注)3.及び(注)6.」に記載のとおりであります。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤田 昌宏	日本海洋石油資源開発㈱取締役
代表取締役社長 社長執行役員	山下 通郎	日本海洋石油資源開発㈱代表取締役社長 ㈱ジャペックスガラフ代表取締役社長
取締役 専務執行役員	中島 俊朗	経営企画本部長
取締役 常務執行役員	舟津 二郎	秘書室、総務法務部、人事部担当
取締役 常務執行役員	山田 知己	海外事業第二本部長 ジャペックス・ノーゲ・エーエス社社長 イーエムピー　グバン社取締役
取締役 常務執行役員	中野 正則	国内事業本部長 ㈱ジャペックスパイプライン代表取締役社長 日本海洋石油資源開発㈱取締役
取締役	山下 ゆかり	(一財) 日本エネルギー経済研究所常務理事
取締役	北井 久美子	勝どき法律事務所弁護士 大崎電気工業㈱監査役
取締役	杉山 美邦	日本テレビホールディングス㈱代表取締役会長執行役員 日本テレビ放送網㈱代表取締役会長執行役員 ㈱読売新聞グループ本社取締役
取締役	柿木 厚司	
取締役	和田 雅樹	半蔵門総合法律事務所弁護士
常勤監査役	高畑 伸一	
常勤監査役	朝井　卓	
監査役	川北　力	(公財) ソルト・サイエンス研究財団理事長
監査役	加藤 義孝	住友化学㈱取締役（監査等委員）

(注)1. 取締役 山田知己、中野正則、柿木厚司及び和田雅樹、監査役 朝井　卓は、2025年6月25日開催の第55回定時株主総会で新たに就任いたしました。
(注)2. 取締役 石井美孝、手塚和彦、伊藤鉄男及び川崎秀一、監査役 本山喜彦は、2025年6月25日付で退任いたしました。
(注)3. 取締役 山下ゆかり、北井久美子、杉山美邦、柿木厚司及び和田雅樹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
(注)4. 監査役 川北　力及び加藤義孝は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
(注)5. 常勤監査役 朝井　卓は、長年に亘る当社での経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
(注)6. 監査役 川北　力は、財務省等での行政執行や大学院教授としての経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
(注)7. 監査役 加藤義孝は、公認会計士の資格を有しており、長年に亘る監査法人での経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
(注)8. 取締役 山下ゆかりの兼職先である（一財）日本エネルギー経済研究所との間には調査業務の委託の取引があり、当社は同研究所の賛助会員であります。なお、同研究所に対する取引金額は当期連結売上高の1％未満であります。

(注)9.　取締役 北井久美子の大崎電気工業㈱の兼職は社外監査役に該当いたします。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
(注)10.　監査役 加藤義孝の住友化学㈱の兼職は社外取締役（監査等委員）に該当いたします。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
(注)11.　取締役 杉山美邦及び和田雅樹、監査役 川北　力の兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
(注)12.　当社は取締役 山下ゆかり、北井久美子、杉山美邦、柿木厚司及び和田雅樹、監査役 川北　力及び加藤義孝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 執行役員の状況（2026年4月1日現在）

地位	氏名	担当または主な役職
＊ 社長執行役員	山下 通郎	
＊ 副社長執行役員	中島 俊朗	経営企画本部長、法務室担当
＊ 専務執行役員	山田 知己	海外事業本部長
常務執行役員	永浜　泰	営業本部長、資材部担当
＊ 常務執行役員	舟津 二郎	総務部、人事部担当
＊ 常務執行役員	中野 正則	国内事業本部長
常務執行役員	大浜　正	LNG販売調達部担当
常務執行役員	安居　徹	電力事業本部長
執行役員	高橋 利宏	技術本部長、HSE統括部担当
執行役員	須田　暁	国内事業本部副本部長
執行役員	西村　豊	経理部担当
執行役員	竹谷　厚	海外事業本部副本部長（米州事業担当）
執行役員	大山　崇	営業本部副本部長
執行役員	日野 智之	国内事業本部副本部長、国内事業本部統括鉱業所長
執行役員	渋田 哲士	海外事業本部副本部長（欧州・中東事業担当）
執行役員	泉　享志	エスケイ産業㈱ 代表取締役社長
執行役員	菅野　俊	海外事業本部副本部長（アジア事業担当）
執行役員	和田　大	国内カーボンニュートラル事業本部長

(注)　＊印の執行役員は、取締役を兼務しております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料の被保険者の負担はありません。

イ）当該保険契約の被保険者の範囲

・　当社の取締役、監査役、執行役員、参与、フェロー及び管理職従業員（退任者及び退職者を含む）。

・　当社子会社等の役員及び管理職従業員（退任者及び退職者を含む）。

※フェローは、当社の専門職の職務領域において、非常に高度な専門性をもって経営をサポートする業務を行う者として任命されております（2026年3月31日現在1名）。

※海外における当社関連会社の管理職従業員は被保険者の範囲に含みません。

ロ）当該保険契約の内容の概要

国内においては、当社及び本件保険契約の対象子会社について、被保険者が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（第三者賠償訴訟及び株主代表訴訟）が保険の対象とされております。

また、海外においては、当社並びに本件保険契約の対象子会社及び関連会社について、被保険者の不当な行為に起因して、保険期間中に、被保険者に対して最初に提起された損害賠償請求について、被保険者が被る損害等が保険の対象とされております。

ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

④　取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針等

【取締役の報酬等について】

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会で審議を行っております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針に基づき審議を行っているため、取締役会も基本的にその審議結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

基本方針	・ 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能しうる報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、その役位に応じた役割等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。 ・ 具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬（賞与及び株式報酬）で構成し、社外取締役の報酬は、経営の監督という職務に鑑み、基本報酬のみとする。
基本報酬（金銭報酬）に関する方針	・ 当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位、世間相場や従業員給与とのバランス、在任年数等を総合的に勘案して決定する。
業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針	・ 業績連動報酬のうち賞与は、当該事業年度の業績貢献を測る指標として連結純利益をベースとし、役位、配当、従業員の賞与水準、各事業年度の取締役の会社経営に対する貢献度及び過去の業績や支給実績等を総合的に勘案して決定し、毎年一定の時期に金銭にて支給する。なお、取締役の会社経営に対する貢献度は、上記に掲げる業績への貢献のほか、年度目標・事業計画（温室効果ガス排出削減目標を含む）の達成度に加え、人材マネジメント、リーダーシップ及び実行力等により評価するものとする。 ・ 業績連動報酬のうち株式報酬は、株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で、取締役会で承認された役員株式給付規程に基づき、役位及び業績（株主への利益還元を経営上の重要課題と認識していることから、業績評価の指標として原則として総還元性向を用いる）等に応じて付与するポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を、原則として取締役の退任時に給付する。
報酬等の割合に関する方針	・ 報酬総額に占める業績連動報酬（賞与及び株式報酬）の割合は、基準額で30%程度を目安とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしてより一層機能しうる報酬体系とするため、適宜その割合の見直しを検討する。
報酬等の決定等に関する事項	・ 個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び取締役の会社経営に対する貢献度等を踏まえた賞与の配分並びにそれらの具体的な支給時期とする。 ・ 基本報酬及び賞与の算定方法等については、指名・報酬委員会で事前に審議するものとし、代表取締役社長は当該審議結果を尊重して決定をしなければならないものとする。 ・ 株式報酬におけるポイントの給付にあたっては、指名・報酬委員会に事前に報告するものとする。

【監査役の報酬等について】

監査役の報酬については、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査役の協議によって決定しております。

⑤　取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬の種類別の総額（百万円）			対象人数（名）
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	404 (60)	286 (60)	68 (－)	48 (－)	15 (7)
監査役 (うち社外監査役)	74 (24)	74 (24)	－	－	5 (2)
合計 (うち社外役員)	478 (84)	361 (84)	68 (－)	48 (－)	20 (9)

(注)1.　上記の対象人員には、2025年6月25日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名を含みます。

(注)2.　上記の金額は、当年度中に支給あるいは引当てのなされた役員報酬、役員賞与引当金及び株式報酬における取得ポイントに係る金銭相当額の引当額からなっております。

(注)3.　非金銭報酬に該当する報酬として、当社は、下記のとおり、取締役等の株式報酬制度（株式給付信託）を導入しております。また、当年度における株式の給付については、上記「(1) 株式の状況 ⑤当年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

（株式給付信託）

株式給付信託の概要	制度概要	当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される制度
	給付対象者	取締役（社外取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員
	給付時期	退任時
	給付株数	役員株式給付規程に基づき役位及び業績等に応じて算出されるポイントを累計。退任時に給付株式が決定（1ポイント＝1株） ＊業績評価の指標を総還元性向（目標値30%）とし、この目標値における支給率を100%とした場合の変動幅を0～120%の範囲で決定。 ＊総還元性向は特別損益等の一過性要因を除く連結当期純利益に対するものとする。

(注)4.　業績連動報酬は賞与及び株式報酬により構成されますが、算定に際しての業績指標は、賞与については当該年度の業績貢献を測る指標としての連結純利益であり、株式報酬については株主への利益還元を経営上の重要課題と認識していることから総還元性向としております。これら指標の設定につきましては、当該年度における業績を着実に維持向上させる意識を高めるとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。賞与及び株式報酬の算定方法は、上記「④取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針等」の【取締役の報酬等について】の「業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針」及び上記「(注)3.」に記載のとおりであります。なお、これら業績連動報酬の算定指標の実績として、賞与の指標となる連結純利益の推移は、上記「1．(6) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況」のとおりであり、株式報酬の指標となる総還元性向は、第55期（2024年度）では30.3%でした。

(注)5.　取締役の金銭報酬につき、下記のとおり株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役5名）であります。

株主総会決議の日	2024年6月26日（第54回定時株主総会）
決議の概要	月額5,000万円以内（うち社外取締役分 月額600万円以内） ※使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない

(注)6.　取締役の株式報酬につき、株式給付信託を2020年6月26日開催の第50回定時株主総会決議を経て導入し、その後、下記のとおり株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名であります。

株主総会決議の日	2024年6月26日（第54回定時株主総会）
決議の概要	1事業年度当たりのポイント数の上限を45,400ポイントに見直すとともに、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮するため、当社が信託に拠出する金銭について金額の上限を設けず、5事業年度毎に信託が株式を取得するために信託に拠出する金額は、227,000ポイント（制度対象者に付与する227,000株相当。ただし、株式分割等が生じた場合は、その比率等に応じてポイント数等の上限につき、合理的な調整を行う。）を取得するために必要と認める額とする。

(注)7.　監査役の報酬額につき、下記のとおり株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

株主総会決議の日	2015年6月24日（第45回定時株主総会）
決議の概要	月額800万円以内

(注)8.　取締役会は、代表取締役社長 社長執行役員 山下通郎に対し各取締役の基本報酬の額及び取締役の会社経営に対する貢献度等を踏まえた賞与の配分並びにそれらの具体的な支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥　社外役員に関する事項

イ）取締役　山下　ゆかり

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

・ 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

・ 該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要〕

・ 取締役会は13回開催中全てに出席し、エネルギー経済及びエネルギー・環境政策等の専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社が長期的な発展を目指すうえで、あるべき姿について的確な提言を積極的に行うことで活発な議論に貢献し、社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

〔責任限定契約の内容の概要〕

・ 当社と取締役　山下ゆかり氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕

・ 該当する事項はありません。

ロ）取締役　北井　久美子

〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕

・ 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。

〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕

・ 該当する事項はありません。

〔当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要〕
・ 取締役会は13回開催中全てに出席し、労働法制をはじめとする法律・リスクマネジメントの専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、人材戦略や健康経営、取締役会の実効性を含む当社の直面する様々な課題に対して幅広く提言を行うなど、社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
〔責任限定契約の内容の概要〕
・ 当社と取締役　北井久美子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕
・ 該当する事項はありません。

ハ）取締役　杉山　美邦
〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕
・ 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕
・ 該当する事項はありません。
〔当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要〕
・ 取締役会は13回開催中11回に出席し、新聞社等での高い識見や豊富な企業経営経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社の企業価値向上のために必要な取り組みについて、国内外の情勢を踏まえ、分野を問わず幅広く提言を行うなど、社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
〔責任限定契約の内容の概要〕
・ 当社と取締役　杉山美邦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕
・ 該当する事項はありません。

ニ）取締役　柿木　厚司
〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕
・ 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕
・ 該当する事項はありません。
〔当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要〕
・ 取締役会は10回開催中全てに出席し、鉄鋼業等の分野でグローバルに展開する企業における豊富な企業経営経験を通じた高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社が直面する様々な業務課題への対応について、長年の経験に基づいた説得力ある有益な提言を数多く行い、議論を適切に導いていることから、社外取締役としての責務を十分に果たしております。

〔責任限定契約の内容の概要〕
・ 当社と取締役　柿木厚司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕
・ 該当する事項はありません。

(注) 取締役　柿木厚司氏につきましては、2025年6月25日開催の第55回定時株主総会における選任後の状況を記載しております。

ホ）取締役　和田　雅樹
〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕
・ 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕
・ 該当する事項はありません。
〔当年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要〕
・ 取締役会は10回開催中全てに出席し、法律・リスクマネジメントの専門家としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、当社の直面している数々のリスク事案について、論点の整理や実務上の留意点を踏まえた対応方針の提言を行うなど、社外取締役としての責務を十分に果たしております。
〔責任限定契約の内容の概要〕
・ 当社と取締役　和田雅樹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕
・ 該当する事項はありません。

(注) 取締役　和田雅樹氏につきましては、2025年6月25日開催の第55回定時株主総会における選任後の状況を記載しております。

ヘ）監査役　川北　力
〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕
・ 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕
・ 該当する事項はありません。
〔当年度における主な活動状況〕
・ 取締役会は13回開催中全てに出席し、監査役会は12回開催中全てに出席し、財務省等での行政執行や大学院教授としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
〔責任限定契約の内容の概要〕
・ 当社と監査役　川北力氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕
・ 該当する事項はありません。

ト）監査役　加藤　義孝
〔重要な兼職の状況及び当社との関係〕
・ 上記①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
〔主要取引先等特定関係事業者との関係〕
・ 該当する事項はありません。
〔当年度における主な活動状況〕
・ 取締役会は13回開催中全てに出席し、監査役会は12回開催中全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
〔責任限定契約の内容の概要〕
・ 当社と監査役　加藤義孝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
〔当社の親会社または当社親会社の子会社から当年度の役員として受けた報酬等の額〕
・ 該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当年度に係る会計監査人の報酬等の額	96百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	123百万円

(注)1. 当社の重要な子会社のうち、Japex （U.S.） Corp.、JAPEX Norge AS、Peoria Resources, LLCは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
(注)2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
(注)3. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠が適切であるかについて確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断したため、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社監査役会は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**155,359**	**流動負債**	**89,291**
現金及び預金	54,259	支払手形及び買掛金	3,398
受取手形及び売掛金	39,324	未払金	51,525
契約資産	956	未払法人税等	3,103
有価証券	3,000	契約負債	110
商品及び製品	3,880	引当金	484
仕掛品	27	その他	30,670
原材料及び貯蔵品	14,073	**固定負債**	**114,280**
その他	40,102	繰延税金負債	60,292
貸倒引当金	△265	退職給付に係る負債	3,315
固定資産	**707,111**	資産除去債務	40,139
有形固定資産	**373,390**	引当金	345
建物及び構築物	40,587	その他	10,187
坑井	105,025	**負債合計**	**203,572**
機械装置及び運搬具	14,462	純資産の部	
鉱物資源	173,370	**株主資本**	**499,452**
土地	11,340	**資本金**	**14,288**
建設仮勘定	25,789	**利益剰余金**	**486,089**
その他	2,815	**自己株式**	**△925**
無形固定資産	**5,537**	**その他の包括利益累計額**	**128,084**
投資その他の資産	**328,183**	**その他有価証券評価差額金**	**94,349**
投資有価証券	274,024	**繰延ヘッジ損益**	**19,666**
長期貸付金	8,174	**為替換算調整勘定**	**11,418**
繰延税金資産	838	**退職給付に係る調整累計額**	**2,650**
退職給付に係る資産	5,199	**非支配株主持分**	**31,359**
その他	39,985	**純資産合計**	**658,897**
貸倒引当金	△38		
資産合計	**862,470**	**負債純資産合計**	**862,470**

連結損益計算書

（自　2025年4月1日
至　2026年3月31日）

（百万円未満は切捨表示）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**340,336**
売上原価		**263,595**
売上総利益		**76,741**
探鉱費		**1,965**
販売費及び一般管理費		**35,860**
営業利益		**38,915**
営業外収益		
受取利息	2,283	
受取配当金	2,866	
持分法による投資利益	4,114	
為替差益	8,201	
デリバティブ評価益	4,823	
デリバティブ利益	4,413	
その他	1,184	27,887
営業外費用		
支払利息	560	
デリバティブ損失	1,556	
コミットメントフィー	920	
匿名組合投資損失	692	
その他	1,516	5,246
経常利益		**61,556**
特別利益		
子会社株式売却益	862	
関連会社株式売却益	664	
補助金収入	382	
権益譲渡益	2,992	
その他	165	5,067
特別損失		
固定資産除却損	29	
減損損失	2,185	
子会社株式売却損	467	
固定資産圧縮損	382	
その他	0	3,065
税金等調整前当期純利益		**63,557**
法人税、住民税及び事業税	5,431	
法人税等調整額	2,462	7,894
当期純利益		**55,663**
非支配株主に帰属する当期純利益		2,235
親会社株主に帰属する当期純利益		**53,427**

貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（百万円未満は切捨表示）

資産の部	
科目	金額
	百万円
流動資産	**170,789**
現金及び預金	68,407
売掛金	17,304
リース投資資産	2
商品及び製品	3,742
原材料及び貯蔵品	12,240
前渡金	4,086
前払費用	1,427
未収収益	334
関係会社短期貸付金	40,334
未収入金	5,556
立替金	563
その他	17,052
貸倒引当金	△262
固定資産	**546,161**
有形固定資産	**53,682**
建物	8,167
構築物	18,063
坑井	5,454
機械及び装置	9,216
船舶	0
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,311
土地	9,274
リース資産	108
建設仮勘定	2,086
無形固定資産	**1,071**
借地権	143
ソフトウエア	553
その他	374
投資その他の資産	**491,407**
投資有価証券	180,489
関係会社株式	252,005
関係会社長期貸付金	40,863
長期前払費用	2,165
前払年金費用	1,174
その他	14,729
貸倒引当金	△20
資産合計	**716,950**

負債の部	
科目	金額
	百万円
流動負債	**97,768**
買掛金	2,731
コマーシャルペーパー	19,988
リース債務	208
未払金	678
未払費用	8,973
未払法人税等	189
預り金	216
関係会社預り金	56,695
役員賞与引当金	68
災害損失引当金	178
工事損失引当金	220
資産除去債務	900
その他	6,717
固定負債	**78,513**
リース債務	834
繰延税金負債	42,656
退職給付引当金	1,651
株式給付引当金	158
資産除去債務	29,240
その他	3,972
負債合計	**176,281**
純資産の部	
株主資本	**428,718**
資本金	**14,288**
利益剰余金	**415,354**
利益準備金	3,572
その他利益剰余金	411,782
探鉱準備金	23,111
固定資産圧縮積立金	411
探鉱投資等積立金	47,246
別途積立金	121,600
繰越利益剰余金	219,413
自己株式	**△925**
評価・換算差額等	**111,951**
その他有価証券評価差額金	**94,337**
繰延ヘッジ損益	**17,613**
純資産合計	**540,669**
負債純資産合計	**716,950**

損　益　計　算　書

（自　2025年4月1日
至　2026年3月31日）

（百万円未満は切捨表示）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**190,487**
売上原価		**144,394**
売上総利益		**46,092**
探鉱費		**1,776**
販売費及び一般管理費		**27,655**
営業利益		**16,660**
営業外収益		
受取利息	3,168	
受取配当金	4,889	
海外投資等損失引当金戻入額	86	
為替差益	6,209	
デリバティブ利益	4,413	
デリバティブ評価益	4,823	
その他	1,278	24,868
営業外費用		
支払利息	935	
関係会社株式評価損	370	
デリバティブ損失	1,556	
コミットメントフィー	920	
匿名組合投資損失	907	
その他	1,333	6,024
経常利益		**35,505**
特別利益		
子会社株式売却益	4,875	
補助金収入	382	
その他	696	5,954
特別損失		
子会社株式売却損	136	
固定資産除却損	8	
固定資産圧縮損	382	
その他	0	528
税引前当期純利益		**40,931**
法人税、住民税及び事業税	5,597	
法人税等調整額	△2,589	3,007
当期純利益		**37,923**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月15日

石油資源開発株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　崎　一　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　諸　貫　健　太　郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　槻　昌　寛

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月15日

石油資源開発株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　崎　一　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　諸　貫　健　太　郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　槻　昌　寛

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、石油資源開発株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第５６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する
責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人から受けております。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

石油資源開発株式会社 監 査 役 会

常勤監査役　高　畑　伸　一　㊞

常勤監査役　朝　井　　卓　㊞

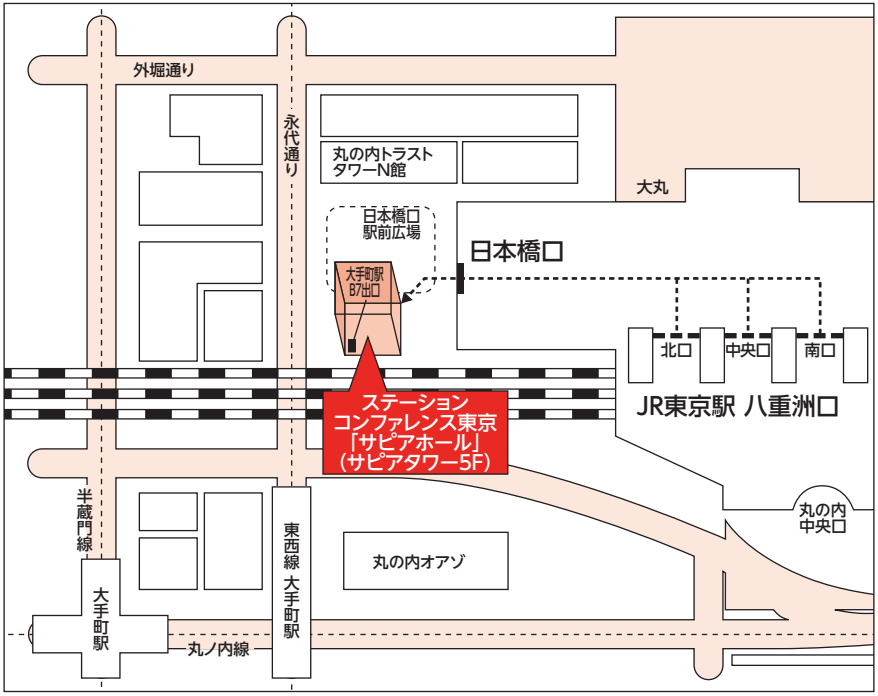
社外監査役　川　北　　力　㊞

社外監査役　加　藤　義　孝　㊞

以　上

株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」（サピアタワー５階）
電話　03-6888-8080（代表）



ＪＲ東京駅　八重洲北口改札口より徒歩４分
　　新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩２分
地下鉄　　大手町駅より徒歩2分
　　(地下鉄をご利用の場合、東京メトロ東西線大手町駅が最寄駅となります。)

(注)　工事等の諸事情により、当日、上記改札口・出口をご利用いただけない可能性がございますので、ご留意ください。